



第6期 陸別町総合計画 令和2年度～11年度



第6期 陸別町総合計画

令和2年度～11年度

人と自然が響き合う 日本一寒い町 りくべつ



陸別町



ごあいさつ

陸別町は平成30年に開町100年を迎え、新たな一步を踏み出し、去年は令和という新しい時代が幕を開けました。

このような中、本町の目指す姿を“人と自然が響き合う日本一寒い町 りくべつ”とした、令和2年度からの10年間を計画期間とする「第6期陸別町総合計画」を策定しました。

本町は、孤高の医師「関寛斎」が、72歳の高齢にもかかわらず、4男又一と共に明治35年、理想の農村建設を夢にこの地に鋤を入れたことにより開拓の歴史が始まり、以来、基盤整備され、各分野にわたりその成果が見られます。

現在、出生率の低下や進学・就職等を契機とした若い世代の町外転出等を背景に人口の減少が進んでいます。

この総合計画は、急速に変化する社会情勢に対応し、直面する行財政改革の課題を盛り込み、また将来にわたって陸別町のあるべき姿を、理念・政策としての「基本構想」、施策の体系化としての「基本計画」と位置付けて策定しております。

今後とも本計画の実現に向け、町民の皆さま方と共に手を携え、町政の歩みを進めてまいりたいと考えていますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本計画の策定にあたって、貴重なご意見、ご提言を賜りました町民の皆さま、町議会議員並びにまちづくり推進委員の皆さまをはじめ、関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

陸別町長 野尻 秀隆



目 次

第1部 序論	7
第1章 はじめに	8
1 計画の背景と目的	8
2 陸別町総合計画とは	8
第2章 陸別町の概況	13
1 位置・地勢	13
2 町のあゆみ	14
3 人口・世帯の状況	15
4 産業の状況	16
5 財政の状況	17
第3章 時代の潮流とまちづくりの課題	19
1 時代の潮流	19
2 町民意向の把握	21
3 陸別町の強みと課題	24
第2部 基本構想	27
第1章 陸別町が目指す姿	28
1 陸別町の将来像	28
2 将来像実現のための基本目標	28
3 土地利用の基本方針	31
4 将来人口の目標	32
第2章 分野別まちづくりの基本方向	34
1 施策の体系	34
2 分野別施策の大綱	35
3 重点施策	39

第3部 基本計画	41
基本目標1 自然と溶け合う豊かな地域産業のまち	43
1 農業の振興	44
2 林業の振興	47
3 商工業の振興	50
4 交流・観光拠点づくり	52
基本目標2 支え合いで心と身体の幸せをつくるまち	57
1 健康づくりの充実	58
2 地域医療の充実	61
3 地域福祉の充実	63
4 出産・子育て支援の充実	65
5 高齢者支援の充実	68
6 障がい者支援の充実	71
基本目標3 快適に暮らせる心地よい生活環境のまち	75
1 自然環境の保全	76
2 住環境の充実	78
3 環境衛生の充実	80
4 水道水供給と排水・し尿処理	82
5 公園・緑地の整備	84
6 道路・公共交通の整備	86
7 防災体制の充実	88
8 消防・救急の充実	90
9 防犯・交通安全の推進	92
10 雪・寒さ対策	95
11 情報通信環境の充実	97

基本目標4 豊かな心を育む学びと人づくりのまち	101
1 学校教育の充実	102
2 生涯学習の推進	105
3 青少年の健全育成	108
4 生涯スポーツの充実	110
5 芸術・文化活動の推進	112
6 文化財保護の推進	114
7 人権尊重・男女共同参画の啓発	116
基本目標5 ふれあいと交流で創るあたたかなまち	119
1 住民参画の推進	120
2 地域づくりと交流の推進	122
3 広報・広聴の推進	125
4 行政経営の推進	127
5 広域行政の推進	129

資料編	131
1 諮問・答申	133
2 陸別町まちづくり推進会議条例	134
3 陸別町まちづくり推進会議委員	135
4 用語説明	136

陸別町民憲章

わたしたちは、ちえと力を出しあって、きびしい自然にうちかって立つ陸別の町民です。

そこには、緑と太陽のかがやく心のふるさがあります。

この町は、開拓の父関寛翁をはじめ、多くの先人のたゆみない努力によって栄えてきました。

わたしたちは、父祖がのこした尊い遺産と情熱をうけつぎ、健康で明るく豊かな町をつくるため、町民のしるべとしてこの憲章をさだめます。

- 一、 みんなで力をあわせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。
- 一、 みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。
- 一、 たがいにむつみ助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。
- 一、 たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。
- 一、 恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

第1部 序論

第1章 はじめに

1 計画の背景と目的

本町では、平成22年度から令和元年度までの10年間の計画期間とする第5期陸別町総合計画を策定し、「空・森・土と共に 町民の絆でつくる うるおいあふれる きらり☆ひかる町 陸別町」を町の将来像として掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めてきました。

近年の社会情勢は、少子高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題など大きな変革の時期を迎えていると共に、様々な制度改正や地方創生の推進など、行政を取り巻く状況も大きく変化しています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、町民との協働をより深めながら、訪れたい町、住んでみたい町、住み続けたい町としての信頼と評価を高めるための施策展開が必要であると考えています。

これからも本町が発展していくためには、健全な財政のもとで町民・事業者・行政が一体となって、安全で安心できる生活環境の形成や、基幹産業である第1次産業の振興及び町外に誇ることができる地域資源の優位性を活かし、外部の様々な知見を取り込みつつ個性あふれるまちづくりを推進していくことが求められています。

時代の変化に柔軟に対応し、本町が目指す姿と進むべき道筋を明らかにするための指針として、令和2年度を初年度とする第6期陸別町総合計画を策定します。

2 陸別町総合計画とは

(1) 計画の役割

総合計画は陸別町が目指す将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向を示すために定めるものです。また、すべての分野を対象とした総合的で計画的な指針となるよう、町の最上位計画として次の役割をもっています。

役割1：陸別町民みんなのまちづくりの共通目標

町民に対し、今後のまちづくりの方向性や必要な取組を示し、すべての町民がまちづくりに主体的に参画・協働するための町民みんなの共通目標となるものです。

役割2：陸別町を経営していくための総合指針

町行政においては、様々な施策や事業を計画的・効率的に推進し、陸別町を経営していくための総合的な指針となるものです。

役割3：国、道、広域圏及びその他関係機関と連携・協力するための役割

国や北海道、広域市町村圏等の広域的な行政や周辺自治体に対しては、本町の主張を提示し、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎となると共に、全国に向けて積極的に情報発信していく指針として位置づけられています。

(2) 計画の構成と期間

この計画は、政策を位置づける「基本構想」、施策を位置づける「基本計画」、事業を位置づける「実施計画」の3層構造により構成します。

①基本構想

基本構想は、将来に向けて、本町が目指す総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念を示すものであり、将来のあるべき姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものとします。

次期計画における基本構想期間は、令和2年度を初年度に、向こう10年間の令和11年度までとします。

②基本計画

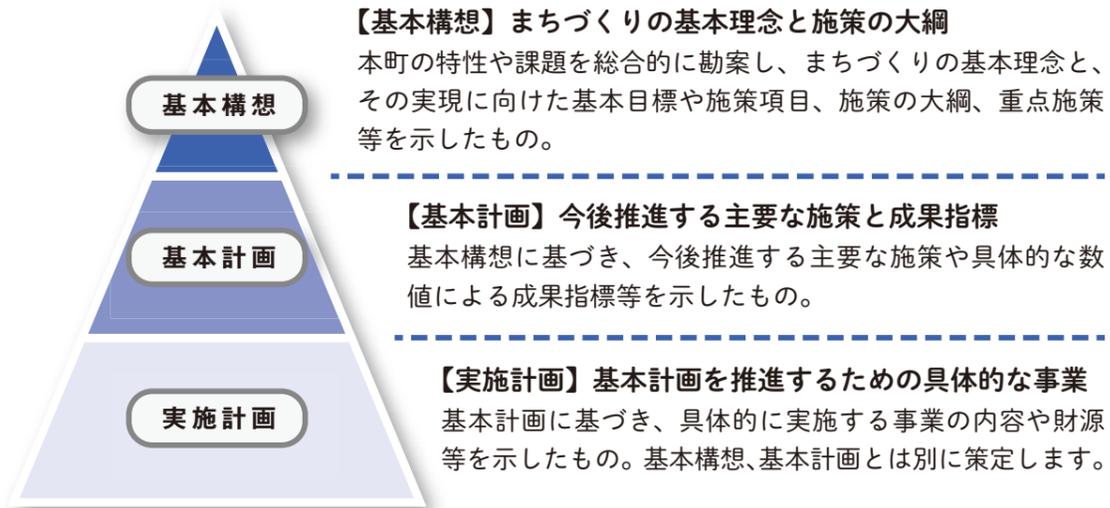
基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための基本的施策を体系的に明らかにするものとします。

次期計画における基本計画期間は、令和2年度を初年度に、向こう10年間の令和11年度までとし、諸環境の変化に対応するため中間年に見直しを行います。

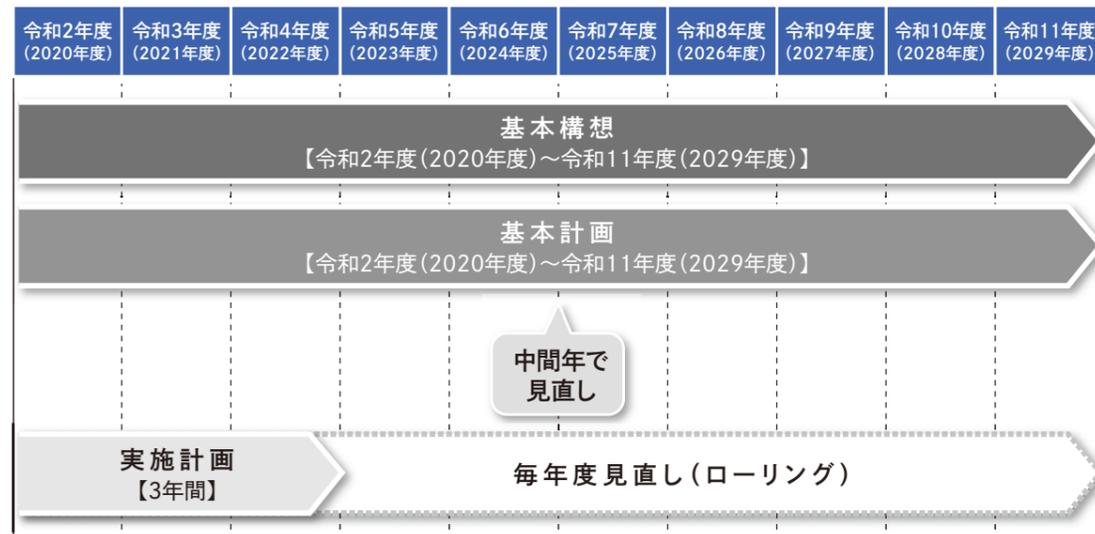
③実施計画

基本計画で示した施策を進めるため、年度別に具体的事業の概要と実施年度を明らかにした計画とします。実施計画の計画期間は3か年とし、各年度の財政状況や事業の進捗状況、評価を踏まえて、毎年度見直しと調整を行います。

■総合計画の構成



■計画の期間



(3) 計画策定の視点

①町民参加等による計画づくり

まちづくりが、町民・団体・企業・行政等の本町構成員のすべてによって進められるよう、各種の意見聴取機会やアンケートなどで寄せられた町民の声を活かすと共に、多様な町民参加方式を取り入れた計画づくりを進めます。また、全庁的な職員の意識高揚に努め、積極的参画を図ります。

②時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

社会・経済情勢が急速かつ大きく変化をする中で、時代の潮流や本町を取り巻く環境、多様化する町民ニーズ等を機敏かつ的確に捉え、町政に反映できるよう、時代の変化に柔軟に対応できる計画づくりを目指します。また、平成27年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標(SDGs)を意識した計画づくりを行います。

③実効性の高い計画策定

少子高齢化の影響により、社会保障関係経費が増加する一方で、町税収入は大きく伸びず、財政の硬直化が進んでおり、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。こうした状況を改めて認識した上で、将来における財政状況を十分に想定し、政策・施策の実現性及び事業の実効性を確保した計画づくりを行います。また、計画に具体的な目標を盛り込むなど、目標達成度を明らかにできる計画づくりを進めます。

④現行計画の成果と課題を踏まえた計画

第5期陸別町総合計画に基づき、これまでの10年間における施策・事業の評価を行うと共に、町民アンケートにより施策の満足度と重要度を分析します。また、実際に施策・事業を推進する上で発生した課題の整理を行い、社会潮流を踏まえた上で、今後10年間の取組を検討していきます。

第2章 陸別町の概況

1 位置・地勢

本町は、十勝総合振興局の北東部に位置し、地域の中央を南北に貫流する利別川によって、ふたつの地形帯に区分されます。西部は高原性の台地をなす酪農の中心地帯であり、東部は標高 500 メートル前後の高原地帯となっています。

東北道のほぼ中央に位置し、女満別、釧路、帯広の各空港からも近く、観光地へ至る道路網も整備されており、平成 29 年には陸別町小利別から北見市までの高速道路が開通し、オホーツク管内への移動が快適になりました。十勝川温泉、温根湯、美幌峠、摩周湖の各観光地と、阿寒・大雪の国立公園への観光ルートもほど近く、道東観光の拠点としては最適な地にあります。

周辺が小高い山に囲まれているため冬は放射冷却現象で気温が下がり、平成 30 年から平成 31 年にかけての冬の最低気温は - 31.8℃（平成 31 年 2 月 9 日）を記録しました。その一方で、令和元年の 5 月には 37.8℃を記録するなど、高温となる日もあります。

過去の寒さの記録は、平成 12 年 1 月 27 日に - 33.2℃を記録（陸別地域気象観測所）。陸別町しばれ技術開発研究所が設置している関観測所では、平成 31 年 2 月 9 日に - 38.4℃を観測しています。

■ 陸別町位置図



SDGs とは

SDGs（エス・ディー・ジーズ：Sustainable Development Goals）とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標です。17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本計画では、基本目標と SDGs の 17 のゴールとの対応を整理し、その関連性をアイコンとして表記します。



2 町のあゆみ

医人として名をなし遂げた関寛斎は、72歳の高齢にもかかわらず、4男又一と共に明治35年、現在の関地区に理想の農村建設を夢に開拓の鋤をおろしたのが、今日の陸別を築く基となりました。

明治39年、北見に通じる地方道の竣工と明治43年国鉄網走本線（後に北海道ちほく高原鉄道株式会社＝ふるさと銀河線（平成18年4月20日廃線））の開通により林業が栄え、畑地の開拓が進められてきました。

大正8年、足寄外3村戸長役場から分離し、陸別外1村戸長役場（1,011世帯、4,306人）が設置され、本町はこの時をもって開町とし、大正12年に2級町村制により村名を陸別村と改称しました。

また、昭和23年に釧路国支庁から十勝支庁に編入し、昭和24年には陸別村を陸別村に改称しました。昭和26年、西足寄町斗満地区を合併し、昭和28年に陸別町として町制を施行しました。

平成30年には開町100年の節目の年を迎えました。



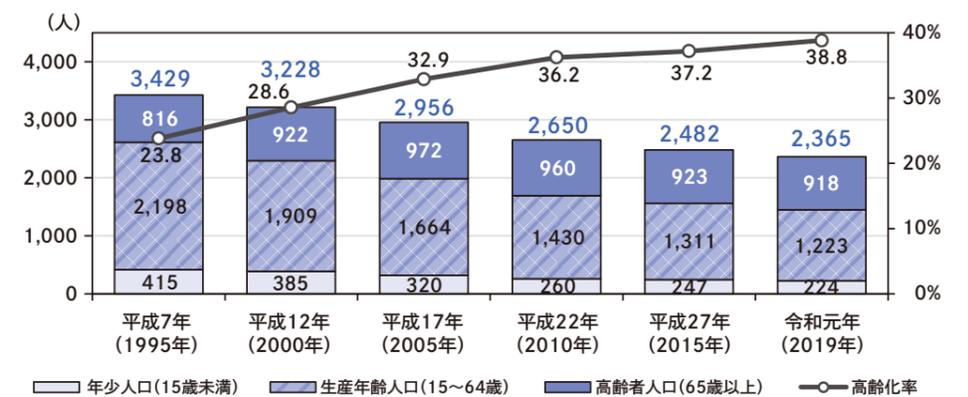
3 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

国勢調査による本町の総人口は減少が続いており、平成7年は3,429人でしたが、平成27年には2,500人を割り込み、2,482人となっています。

このような中、少子高齢化も進行しており、平成27年における高齢者人口の割合は37.2%で北海道の29.1%を大きく上回っています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



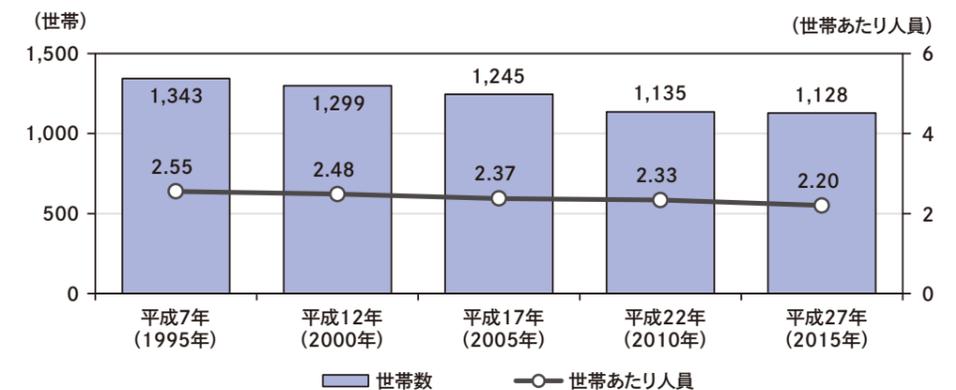
[出典]平成27年まで：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）、令和元年：住民基本台帳（10月1日現在）

(2) 世帯数の推移

総人口と共に世帯数もゆるやかな減少傾向が続いており、平成7年の1,343世帯から平成27年には1,135世帯となっています。

世帯あたり人員は平成7年の2.55人から平成27年には2.33人まで減少しており、核家族化の進行により世帯規模が縮小していることがうかがえます。

■世帯数と世帯あたり人員の推移



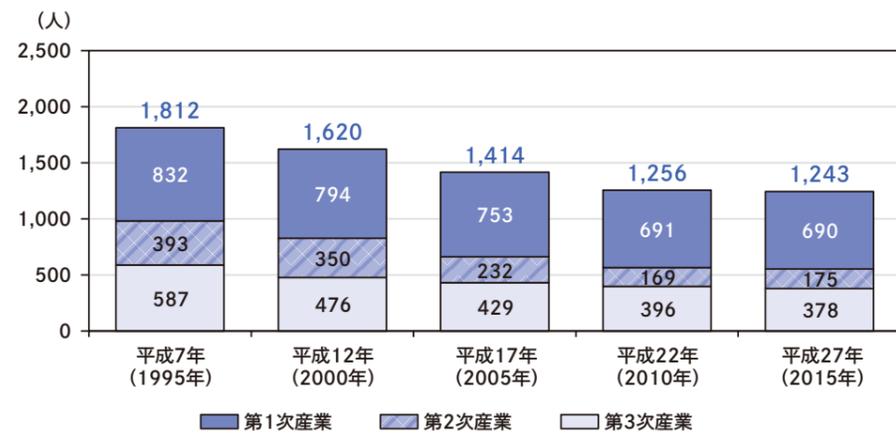
[出典]国勢調査

4 産業の状況

(1) 就業者数の推移

生産年齢人口の減少と共に就業者数も大きく減少しており、就業者数全体では平成27年には1,243人となっており、いずれの産業も概ね減少傾向となっています。

■産業別就業者数の推移



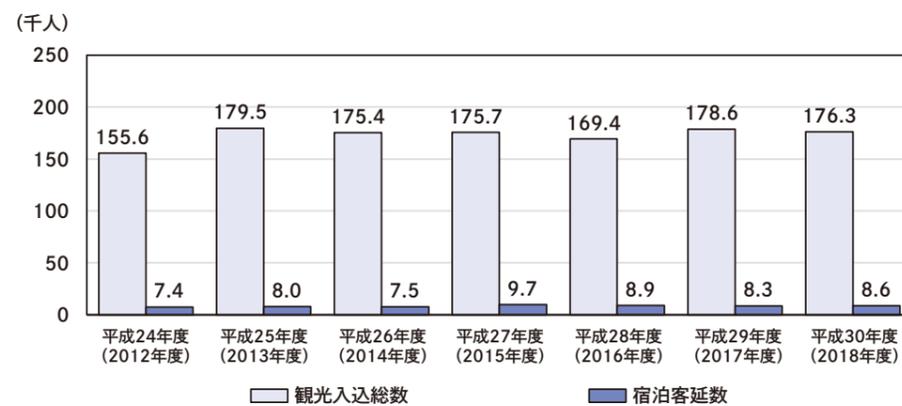
[出典]国勢調査

(2) 観光入込客数の推移

北海道観光入込客数調査報告書によると、本町の観光入込客数は平成25年度の179.5千人から概ね横ばい傾向が続いており、平成30年度は176.3千人となっています。

また、宿泊客延数は平成27年度の9.7千人から減少傾向がみられ、平成30年度は8.6千人の状況です。

■観光入込客数の推移



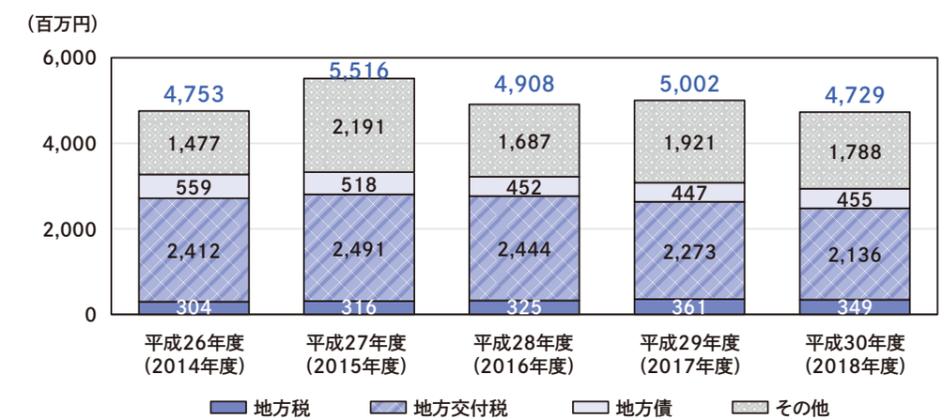
[出典]北海道観光入込客数調査報告書

5 財政の状況

(1) 歳入決算額の推移

本町の歳入は依存財源の割合が高く、中でも地方交付税が全体の50%前後を占めています。地方税（町税）はこの5年間で増加傾向がみられるものの全体に占める割合としては低く、年々減少傾向となっている地方交付税は今後も減少することが見込まれています。そのため、将来の財政状況も厳しい状況が続くと考えられます。

■歳入決算額の推移（一般会計）

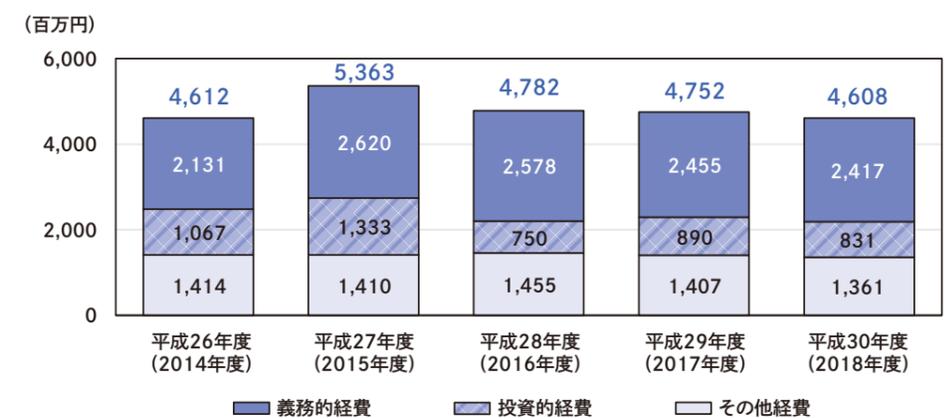


[出典]陸別町

(2) 歳出決算額の推移

歳出のうち、義務的経費（人件費、扶助費及び公債費の合計）は全体の30%前後で概ね横ばいに推移しています。その他経費は年によって差異がある状況ですが、その内訳をみると物件費及び維持補修費には増加傾向がみられ、公共施設の老朽化への対応により維持補修費は今後も増加することが予想されます。

■歳出決算額の推移（一般会計）



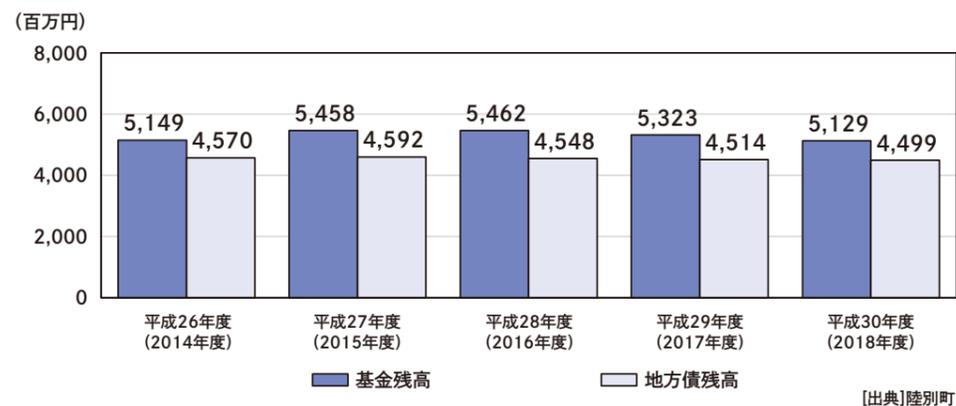
[出典]陸別町

(3) 地方債及び基金残高の推移

基金残高は、平成26年度以降は概ね横ばいに推移しており、平成30年度は5,129百万円となっています。地方債残高も基金残高と同様に横ばいに推移しており、平成30年度は4,499百万円の状況です。

今後は公共施設の老朽化対策等により財源不足への対応として基金の取り崩しも考えられますが、限りある基金の的確な運用を行っていくことが求められます。

■ 地方債及び基金残高の推移

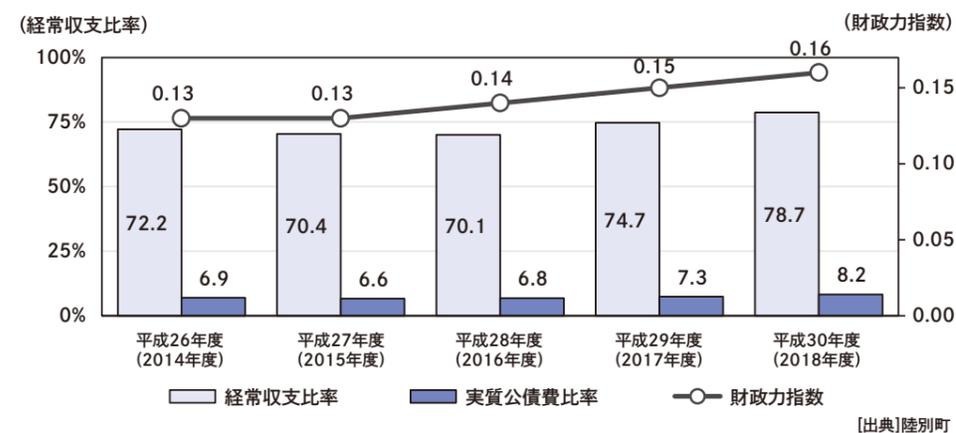


(4) 財政指数の推移

財政の弾力性を示す経常収支比率は数値が低いほど弾力性が高いとされており、平成26年度以降、本町は基準となる80%を下回って推移していますが、近年は増加傾向にあります。また、負債返済の割合を示す実質公債費比率は基準となる18%を大きく下回って推移しています。

地方公共団体の財源における自主財源の割合を示す財政力指数は、平成27年度から上昇しており、平成30年度は0.16となっています。

■ 財政指数の推移



第3章 時代の潮流とまちづくりの課題

1 時代の潮流

(1) 少子高齢化と人口減少の進行

日本の総人口は、社会環境の変化による出生率の低下で減少に転じています。一方で平均寿命の伸びにより、超高齢社会が一層進むことが予想され、社会全体の活力低下は避けて通れない状況となっています。

このため、今後は安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、高齢者が元気に生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めることが重要になります。

(2) 高度情報化の進展

インターネットなどの普及により地球的規模で情報の入手やコミュニケーションを行うことが可能になり、社会経済の様々な分野で情報通信の果たす役割が高まっています。

日常生活においても、情報ネットワークを介して様々なサービスが利用できるようになり、人々の暮らしに大きな変革をもたらしましたが、その反面、企業や個人の情報の流出が問題になっており、セキュリティ対策など適切な情報管理が求められています。

(3) 価値観・ライフスタイルの多様化

今日、人々の意識は物質的な豊かさから精神的な豊かさを求めるものへと変化していると同時に、価値観の多様性が進み自主性と個人を重視したライフスタイルになっています。

今後は心の豊かさを実感でき、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現が求められています。

(4) 経済情勢の変化

経済のグローバル化が進み、日本の産業構造は大きく変化してきており、特に製造業における生産拠点の海外移転などで国内産業の空洞化が進行しています。

一方、情報通信、福祉、環境分野において新たな産業の成長が見込まれています。また、環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) をはじめとする自由貿易体制への移行

や保護貿易を主張する国の出現が、日本の産業構造へどのように影響するのか注視されています。

(5) 地球規模での環境問題への対応

大量生産、大量消費、大量廃棄による経済活動は、私たちに生活の快適さや便利さをもたらしましたが、その反面、地球温暖化やオゾン層の破壊、生態系の変化など深刻な地球規模の環境問題を引き起こしました。

今後は、環境悪化の要因は自分たちであるとの認識に立ち、ライフスタイルの見直しや省エネルギー化と自然エネルギーの活用、資源のリサイクルなど循環型社会の形成を目指すと同時に、自然環境の保全への取組が重要になります。

(6) 住民との協働によるまちづくりの推進

国の地方分権改革推進計画に基づき、地方分権一括法による義務付け、枠付けの見直しや機関委任事務の地方への権限移譲が進められており、地方分権は一層進展するものと考えられます。

分権型社会では、地方創生の推進による地域の自主性を活かしたまちづくりが求められますが、そのためには、住民が主体的にまちづくりに関わり、地域課題の解決に行政と共に取り組むことが不可欠になっており、ボランティアやNPO法人等による福祉活動・まちづくり活動が活発化し、地域社会での重要性が高まっています。

(7) 公共施設の老朽化対策

全国的に公共施設等が大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は厳しく、また、人口減少等により、今後、公共施設等の利用需要が変化していくといわれています。

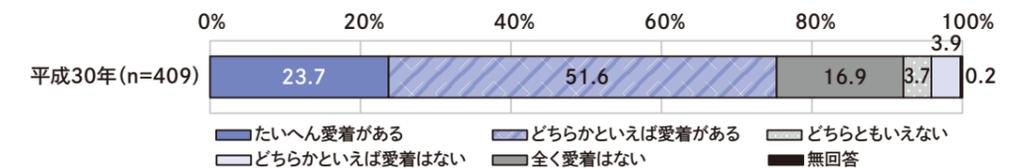
国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国、自治体、民間の全インフラを対象とした戦略的な維持管理・更新を推進することとしています。

2 町民意向の把握

(1) 陸別町への愛着度

「たいへん愛着がある」(23.7%)と「どちらかといえば愛着がある」(51.6%)の合計が75.3%となっています。

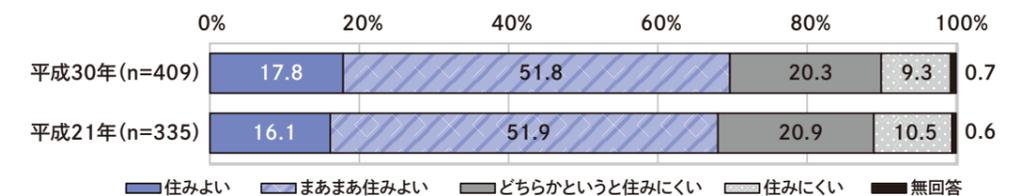
一方、「どちらかといえば愛着はない」(3.7%)と「全く愛着はない」(3.9%)の合計は7.6%で、全体の1割未満の状況です。



(2) 陸別町の住みよさ

全体で見ると、「住みよい」(17.8%)と「まあまあ住みよい」(51.8%)の合計は69.6%となっています。一方、「どちらかという住みにくい」(20.3%)と「住みにくい」(9.3%)の合計は29.6%で、全体の3割程度の状況です。

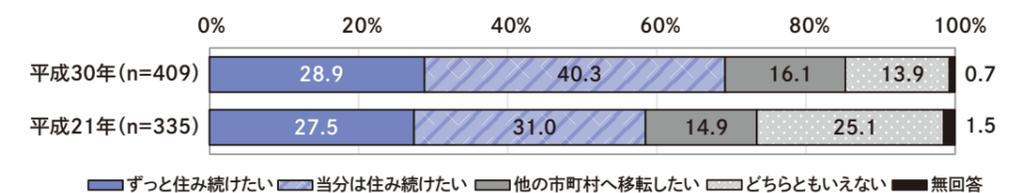
平成21年調査との比較でも、住みよさに大きな変化はみられませんでした。



(3) 陸別町への定住意向

全体で見ると、「当分は住み続けたい」が40.3%で最も多く、次いで「ずっと住み続けたい」(28.9%)、「他の市町村へ移転したい」(16.1%)と続いています。

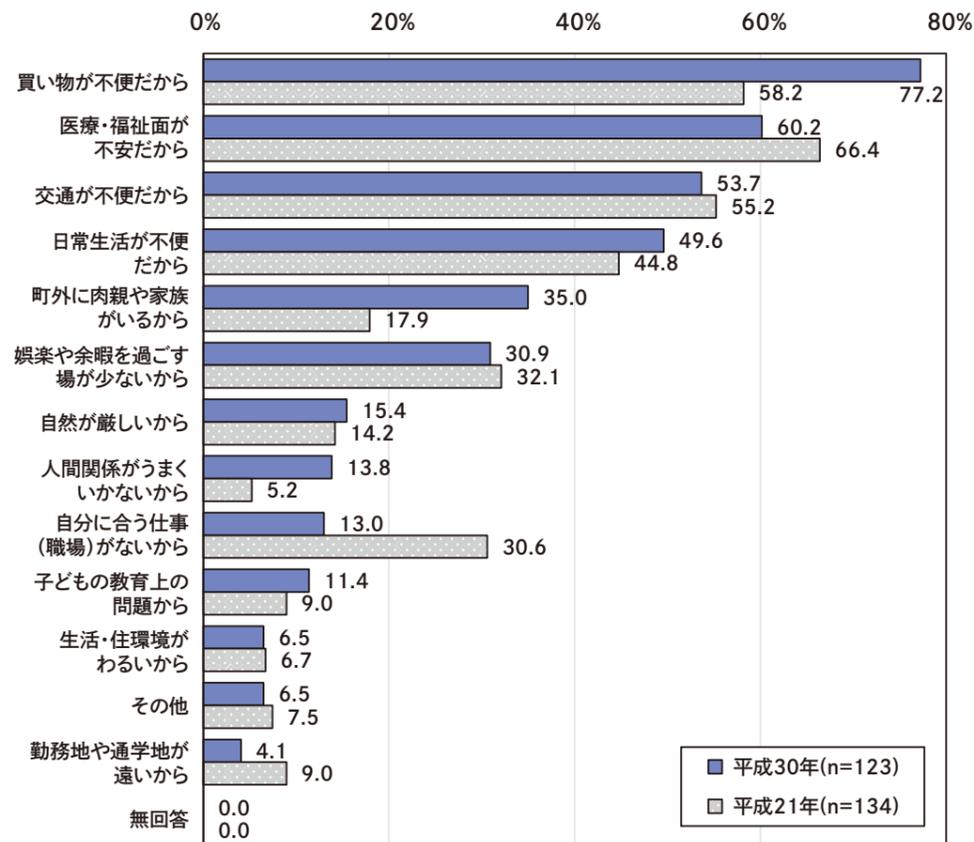
平成21年調査と比べると、「当分は住み続けたい」が9.3ポイント程度上昇し、定住意向のある人が増えている状況です。



(4) 他の市町村に移転したい理由

他市町村に移り住みたい理由は、「買い物不便だから」が77.2%で最も多く、次いで「医療・福祉面が不安だから」(60.2%)、「交通が不便だから」(53.7%)、「日常生活が不便だから」(49.6%)が続いています。

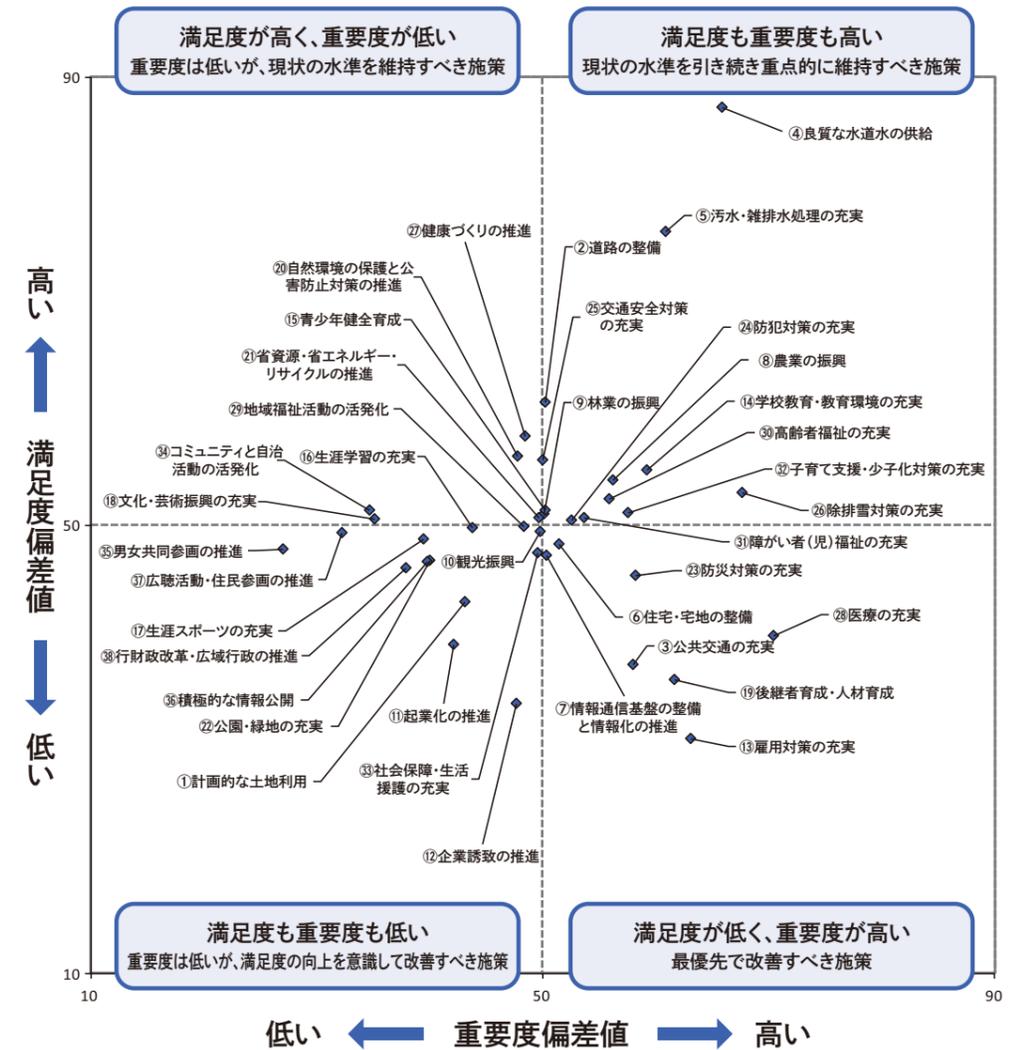
平成21年調査と比べると、「買い物不便だから」と「町外に肉親や家族がいるから」はともに20ポイント程度増加しています。逆に、「自分に合う仕事(職場)がないから」は17.6ポイント、「医療・福祉面が不安だから」は6.2ポイント減少しています。



(5) 満足度と重要度からみた分析

町が推進している施策項目に関する満足度と重要度をそれぞれ5段階評価し、その結果を偏差値によりグラフ化したものが下図となります。

施策項目の位置が右下にあるほど改善の優先度が高い項目となり、特に満足度が低く、重要度が高い施策項目である「雇用対策の充実」「医療の充実」「後継者育成・人材育成」は改善の優先度が高いと考えられる施策項目です。



改善の優先度が高い項目	改善度
⑬雇用対策の充実	4.87
⑳医療の充実	3.88
⑲後継者育成・人材育成	2.92
③公共交通の充実	1.99
⑫企業誘致の推進	1.69

3 陸別町の強みと課題

陸別町の現状において、これからのまちづくりを進めていく上で「陸別町の主要な強み」と「陸別町の主要な課題」をまとめてみると次のようになります。

(1) 陸別町の主要な強み

①「寒さ」という唯一無二の環境資源とその知名度

本町は「日本一寒いまち」として知られ、冬の晴れた日には放射冷却現象により気温が下がり、氷点下 30℃を下回ることも珍しくない環境にあります。

この厳しい「しばれ」を町では味方につけ、町民が中心となって極寒を楽しむイベント「しばれフェスティバル」を開催し 1 万人近くの観光客を呼び込んでいます。

また、この極寒の環境を活用して、公的研究機関や民間企業、大学による多種多様な実験・試験が行われており、その成果が社会に還元されています。

②特色のある地域資源とイベント

本町には日本最大級の反射望遠鏡を備えた「りくべつ宇宙地球科学館」（銀河の森天文台）があるほか、平成 18 年に廃線になったふるさと銀河線の鉄道と気動車による日本一長い鉄道運転体験ができる「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」、全長 1.3km におよぶ国内最大級のオフロード専用コース「陸別サーキット」があります。

また、イベントは「しばれフェスティバル」だけでなく、真夏の野外フェス「しばれロックフェスティバル」など様々なイベントが開催されています。

③豊かな自然環境

本町は、“星が降るまち”としても知られており、昭和 62 年度、環境庁（現環境省）の「星空の街」に選定され、平成 9 年度には「星空にやさしい街 10 選」に認定されました。

また本町の総面積 608.90km²のうち約 83%を森林が占めており、ほぼ原生のまま残された森「ふれあいの森」など人と自然が触れ合える場所があります。

④人づきあいの親密さとまちづくりへの想い

数あるイベントからも分かるように、町民にはまちづくりに対する熱い想いを抱いている人が多く存在します。

また、やさしくあたたかい人が多く、地域の連帯感が強いことが特徴となっており、人口が少ないことから町民と行政の関係が近く、協力体制ができています。

(2) 陸別町の主要な課題

①人口減少に伴う担い手の不足

少子高齢化と共に進展する人口減少は、本町においても深刻な担い手不足をもたらしています。

子育て支援、高齢者介護、障がい者支援など福祉サービスでは人材の確保が難しい状況にあり、現状のサービス規模を維持することが今後は困難になってくることも考えられます。

福祉サービス以外においても、農業や観光、商工業など様々な分野で担い手不足が深刻化すると考えられるため、これらに適切に対応していくことが求められます。

②生活環境における不便さ

アンケート調査における「他の市町村に移転したい理由」として「買い物が不便だから」、「交通が不便だから」、「日常生活が不便だから」が上位回答となっています。

少子高齢化の進展により、今後は生活環境における不便さは大きな課題になると考えられ、買い物難民対策や公共交通対策を検討していく必要があります。

③公共施設やインフラの老朽化対策

日本全体の傾向と同様、老朽化が進んでいる公共施設があることや、多くの水道管等のインフラ施設が更新時期を迎えることから、今後計画的に公共施設やインフラの老朽化対策を進めていく必要があります。

④今後の財政状況を見据えた効果的・効率的な行政経営

一連の地方分権改革が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況はさらに厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められることとなります。

また、行政運営においては、煩雑な事務作業の見直しを行うなど効率化を進めていくと共に、多様化する町民ニーズに的確に対応できる人材の育成と組織づくりが求められます。

MEMO

第2部
基本構想

第1章 陸別町が目指す姿

1 陸別町の将来像

本町では、第5期陸別町総合計画に掲げた「空・森・土と共に 町民の絆でつくる うるおいあふれる きらり☆ひかる町 陸別町」を将来像として、その実現に向けた施策を進めてきました。しかし、本町では、出生率の低下や進学・就職等を契機とした若い世代の町外転出等を背景に、人口減少、少子高齢化が進行しています。

将来にわたって本町が存続し続けるためには、避けることのできない人口減少を受け入れつつも、その抑制に取り組むことが重要です。

次代を担う子どもたちが「ずっと住みたい」、進学や就職で一度は町外に転出した若い世代が「いつかは帰りたい」、町外の方が「一度は行ってみたい、訪れてみたい」と思えるような魅力を感じるまちづくりを、町民と行政が一丸となって進めていく必要があります。

そのような住みよい魅力的な町をつくるため、まちの将来像を以下のとおり設定します。

陸別町の将来像

人と自然が響き合う
日本一寒い町 りくべつ

2 将来像実現のための基本目標

新たな将来像である「人と自然が響き合う 日本一寒い町 りくべつ」の実現に向け5つの基本目標を設定し、新たなまちづくりの基本目標（分野ごとの目標）を次のとおり定めます。

基本目標1 自然と溶け合う豊かな地域産業のまち

本町は、「日本一のしばれ」「恵まれた森林」「澄み切った星空」を最大の資源として、付加価値の高い産業へと発展させるために、農業・林業・商業・観光などが連携し発展してきました。

本町の基幹産業である農業及び林業は、今後は高齢化や担い手不足がさらに深刻化してくることが予想されることから、新たな人材の確保、育成を図るとともに、生産基盤の充実及び経営体制の強化を促進します。

多面的な機能をもつ森林はその機能が発揮されるよう保全を推進するとともに、関係機関との連携により人工林の適切な施業を実施します。

また、「しばれフェスティバル」や「ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつり」など地域イベントの開催などを通して、町外からの観光客との交流による魅力ある観光地づくりを推進します。

さらに、商工業においては後継者や新規企業の育成・誘致、経営環境の改善を促進し、地域に根ざした商工業の振興を目指します。

基本目標2 支え合いで心と身体の幸せをつくるまち

心と身体の健康的な生活習慣を身につけ、いくつになっても元気で健やかに生活していくために、地域全体での健康づくりの積極的な取組を進めるとともに、保健センターと関寛齋診療所を保健医療の拠点として各種施策に取り組めます。

また、少子高齢化社会が進む中で、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりのため、子育て世帯への経済的な支援の拡充に努めるとともに、妊娠期から子育てのそれぞれの段階において、必要な支援が切れ目なく届く体制づくりを推進します。

さらに、高齢者や障がい者が意欲や能力を發揮し自立して生活できる環境の整備など、人口減少、高齢化に対応した環境づくりを推進し、「支え手」「受け手」という関係を超え、一人ひとりが役割を持ってお互いに支え合う仕組みづくりを推進します。

基本目標3 快適に暮らせる心地よい生活環境のまち

近年増加している自然災害への対応力を強化するため、町民への啓発活動を今後も継続・推進するほか、地域における防災力向上に向けた取組を通じて、災害に強いまちづくりを推進します。

また、今後予想される公共交通機関の変化に対応し、住民ニーズを踏まえた上で地域公共交通の見直しを検討するとともに、人口減少社会に対応したまちづくりを目指します。

普段の生活で欠かすことのできない上下水道や道路などの生活インフラに関しては、これからも計画的な維持管理を推進し、すべての人が心地よく、安心して生活できる環境を整備していきます。

基本目標4 豊かな心を育む学びと人づくりのまち

子どもから大人まで学ぶことができる様々な学習環境づくりに努めます。また、家庭・学校・地域が一体となり、将来の担い手である子どもたちが新しい時代に対応した生きる力を身につけられるよう、自らの意志で自ら学ぶことができる環境づくりを進めます。

さらに、まちづくりや子どもの成長にとって大切である人や自然との触れ合いや、この地でしか得られない楽しみや体験などを重視した生涯学習に力を注ぐとともに、スポーツ・文化活動など、町民が楽しむことができる場、活躍できる場づくりを推進し、まちへの愛着と豊かな心を持った人づくりを推進します。

基本目標5 ふれあいと交流で創るあたたかなまち

人と人が触れ合う機会や、まちづくりへの参画機会を充実するとともに、町にいる一人ひとりがそれぞれの立場で主役となり、町民、事業者、地域そして行政が持つ想いをつなげることで、陸別町らしいおいのあるまちづくりを進めます。

また、効果的・効率的な行政経営に向け、適正な人員配置と行政機構の体制整備、研修等を通じた職員の能力と資質の向上を推進し、住民ニーズに対応できる体制づくりを推進します。

財政運営では、自主財源の確保に努めるとともに、中長期的な視点に立った財政運営による持続可能なまちづくりを推進します。

3 土地利用の基本方針

土地は、町民生活、産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しながら、社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

そこで、町域を「市街地域」、「農村地域」、「自然環境地域」の3地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を進めていきます。

土地利用の基本方針

1 市街地域

各地区の特性に合わせた発展を目指し、生活環境の維持・向上と周辺的环境と調和した良好な住環境の形成を目指します。

また、小さな子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる生活環境づくりに努めるとともに、今後増加が予想される空き家・空き地の有効活用や安全対策を推進します。

2 農村地域

安定した農業経営の実現や新規就農者の支援を図るため、生産基盤の維持・整備に努め、離農跡地・遊休地の有効利用を進めます。

また、農山村を人間の成長を支える教育の場として位置付け、当該地域における様々な体験を通じて、子どもたちに生きる力を育むとともに、都市と農山村との交流の創出を図ります。

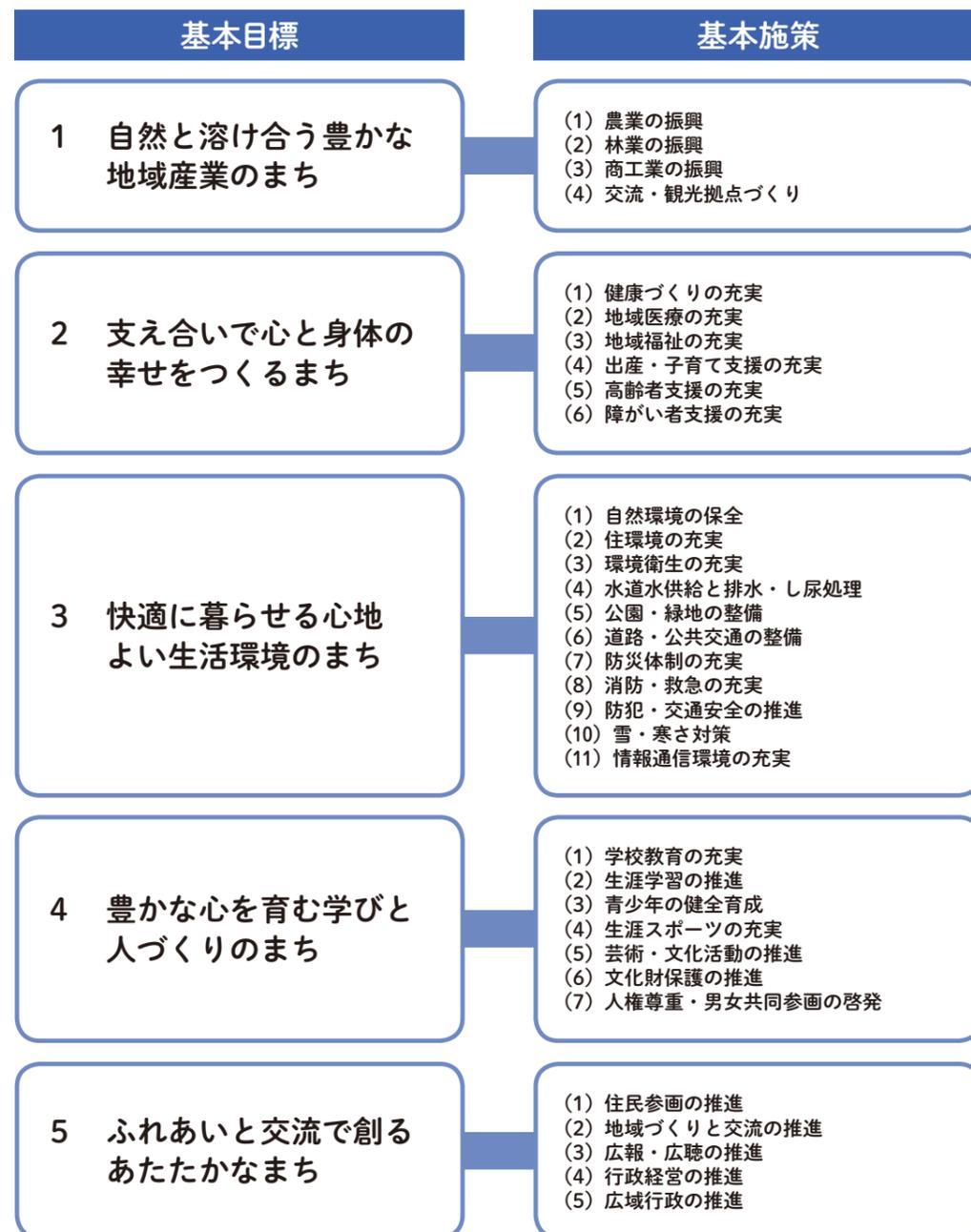
3 自然環境地域

豊かな自然環境を保全するとともに、美しい自然環境・景観と調和し、第一次産業の町としての生産環境の保全と活用を重視した、持続的発展可能な地域の形成を目指す土地利用を推進します。

第2章 分野別まちづくりの基本方向

1 施策の体系

人と自然が響き合う 日本一寒い町 りくべつ



2 分野別施策の大綱

基本目標1 自然と溶け合う豊かな地域産業のまち

基本施策	取組の方向
(1) 農業の振興	農業従事者の高齢化の進行や担い手不足に対して、新たな人材の確保、育成を図るとともに、生産基盤の充実、経営体制の強化を促進します。
(2) 林業の振興	環境保全とのバランスを図りながら林業経営の向上に向けた支援を行います。
(3) 商工業の振興	後継者や新規企業の育成・誘致、経営環境の改善を促進し、地域に根ざした、消費者ニーズに応えられる地域商業の形成を進めます。
(4) 交流・観光拠点づくり	恵まれた自然環境や既存の観光資源に磨きをかけることで、観光の振興を図ります。

基本目標2 支え合いで心と身体の幸せをつくるまち

基本施策	取組の方向
(1) 健康づくりの充実	町民一人ひとりが生活習慣の改善に努め、発病を予防する一次予防を促進し、健康的に活動できるまちづくりを推進します。
(2) 地域医療の充実	町内の医療サービスを向上するとともに、広域的な連携により多様な医療ニーズに対応できる体制の整備を推進します。
(3) 地域福祉の充実	保健・医療・福祉の各機能の連携のもとに、町民の福祉意識の高揚に努め、地域共生社会の実現を目指します。
(4) 出産・子育て支援の充実	安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみで子育てを支援する活動を促進します。
(5) 高齢者支援の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、家庭、地域、職場等のあらゆる場面において、高齢者の生きがいづくりや社会参加の拡充に努めます。
(6) 障がい者支援の充実	障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、社会参加と自立を基本として在宅福祉の充実に努めます。

基本目標3 快適に暮らせる心地よい生活環境のまち

基本施策	取組の方向
(1) 自然環境の保全	本町の優れた自然環境や農村景観等を環境資源ととらえ、その保全・活用に努めます。さらに、緑や花が身近にある環境づくりを展開します。
(2) 住環境の充実	移住や定住を促進する基盤として、利便性に配慮した公営住宅や民間賃貸住宅の整備を推進します。
(3) 環境衛生の充実	広域的な連携を強化して、ごみ処理の推進を図ります。また、リサイクル等を促進しながら、ごみの減量化、資源化の啓発に努めます。
(4) 水道水供給と排水・し尿処理の推進	水道施設の計画的な維持管理により、安全で衛生的な上水道の安定的な供給に努めます。また、環境保全の観点から、生活排水処理施設の維持管理や個別排水処理施設の利用促進を行います。
(5) 公園・緑地の整備	子どもから高齢者までのすべての町民が気軽に利用でき、交流が深められる場所として公園・緑地の整備を推進します。
(6) 道路・公共交通の整備	町内の生活道路における路線相互の機能が十分に発揮できるように計画的な道路の整備を推進します。また、公共交通については、利便性の向上に向けた検討を進めます。
(7) 防災体制の充実	安心して暮らせるまちを目指し、行政と地域の連携による防災・減災体制の強化を図ります。
(8) 消防・救急の充実	事故や災害の発生に対応できる体制を整備するとともに、火災や救急対応に関する意識啓発を図ります。
(9) 防犯・交通安全の推進	防犯に対する意識を啓発するとともに犯罪の未然防止に向けた取組を行います。また、町民の交通安全思想の普及に努めるとともに、計画的に交通安全施設の整備を推進します。
(10) 雪・寒さ対策	日本一寒い町である本町において、厳しい冬の生活を快適で安全・安心に暮らせるための対策を進めるとともに、日本一の寒さを活用したまちづくりを進めます。
(11) 情報通信環境の充実	急速に発展する情報通信技術に対応して、行政や地域の情報施設基盤の整備に努めます。

基本目標4 豊かな心を育む学びと人づくりのまち

基本施策	取組の方向
(1) 学校教育の充実	次代を担う児童・生徒一人ひとりが、時代の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と視野、時代を生き抜くたくましさや身につけることができるよう、教育内容や学校施設の充実を図ります。また、学校と地域社会が連携しながら、児童・生徒が故郷に愛着と誇りを持てる特色ある教育を進めます。
(2) 生涯学習の推進	町民が生涯にわたって生きがいを持ち、文化的で心豊かな生活を送ることができるように、多様な学習機会の充実を図ります。
(3) 青少年の健全育成	次代を担う人づくりとして、青少年が豊かな心とたくましさを持ち、創造性、社会性を身につけることができるよう、家庭と地域、学校が連携を深めながら、社会参加活動の充実を図ります。
(4) 生涯スポーツの振興	体力の保持・増進や競技力の向上に向けて、スポーツの指導体制やスポーツ施設の充実により、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の整備を進めます。
(5) 芸術・文化活動の推進	優れた芸術・文化に接する機会の拡充に努め、歴史・文化を身近に感じられるまちづくりを進めます。また、町民の自主的な活動による新しい文化の創造を支援します。
(6) 文化財保護の推進	陸別の歴史や文化を次世代に伝えるため、文化財の保護・活用を推進します。
(7) 人権尊重・男女共同参画の啓発	基本的な人権教育や、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて普及・啓発を推進します。

基本目標5 ふれあいと交流で創るあたたかなまち

基本施策	取組の方向
(1) 住民参画の推進	町民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、町政や地域活動に積極的に参画するための場づくりを推進します。
(2) 地域づくりと交流の推進	地域づくりやコミュニティ活動が活発に行われるよう、施設の維持管理や住民活動への支援を行います。
(3) 広報・広聴の推進	町民参画を促進し、協働のまちづくりを進めるため、広報・広聴活動を充実し、行政情報を積極的に発信します。
(4) 行政経営の推進	効果的・効率的な行政経営に向けた適正な人員配置と行政機構の体制整備、研修等を通じた職員の能力と資質の向上を推進します。また、安定的な自主財源の確保に努め、民間活力の活用や重点施策への優先的投資等、健全で計画的な財政運営を推進します。
(5) 広域行政の推進	行政需要の多様化や町民の生活圏の広域化、政策課題の広域化等に対応するため、周辺自治体との連携を強化し、広域行政を推進します。

3 重点施策

本計画を推進する上では、5つの基本目標と基本施策ごとの取組を総合的に推進することが基本となりますが、ここでは、本町の新たなまちづくりにおいて、重点課題に対して分野横断的な対応により町が一体となって特に重点的に取り組むテーマを定め、必要な取組を抽出し、「重点施策」として設定します。

(1) 農林業の充実と安定した雇用の促進

本町の基幹産業である農林業の振興を進めるとともに、これまで推進してきた陸別ブランドの特産品のPRと販売拡大を図ります。また、地域産業を支える人材の育成・確保や雇用創出の取組を進めます。

《主な取組》

- 農業基盤の強化と農業の活性化
- 農畜産物加工品販売推進事業
- バイオマスエネルギー研究・利用促進
- 森林整備事業
- 地元企業との連携による産品開発事業
- 地元雇用促進事業

(2) 関係人口の拡大と移住・定住の促進

本町の豊かな自然や観光資源の魅力を多様な媒体を効果的に利用してPRし、関係人口の拡大と地域経済の活性化を図ります。また、空き家の利活用及び民間賃貸住宅の整備促進を推進することにより住環境の充実を図り、移住・定住を促進します。

《主な取組》

- ㈱りくべつとの連携
- 民間賃貸住宅の建設促進
- 各種観光資源の充実
- 空き家の有効活用
- 農畜産物加工品販売推進事業
- 移住ワンストップ窓口事業

(3) 切れ目のない子育て・教育の推進

子どもを産み育てやすい環境をつくるには、妊娠、出産、子育て、教育に至るまでの切れ目のない施策により若い世代の定住促進を図るとともに、陸別町ならではの教育を通じて地域への愛着心の育成を図ります。

《主な取組》

- 保育サービスの充実
- 小中一貫教育の推進
- 子ども医療費助成事業
- 中学生等海外研修派遣事業
- 母子保健事業の推進
- 地域学校協働本部事業

第3部
基本計画

基本目標 1

自然と溶け合う
豊かな地域産業のまち

《農業・林業・商工業・観光》

1 農業の振興

担当部署：産業振興課 連携部署：総務課、建設課、農業委員会

現状と課題

本町は酪農を中心とした農業を展開していますが、国は、農畜産物の輸入自由化への流れの中、国際的な経済社会との相互の結び付きを強めており、また、世界的な人口増加や中国をはじめとするアジア諸国の経済発展により食料需要が増大する中で、食料自給率の向上が求められています。

農林業センサスによると、平成27年の本町の総農家数は85戸、うち販売農家数は81戸で経営耕地は4,553haとなっています。平成22年の調査と比べると、販売農家数は7戸（8.0%）の減少、経営耕地は352ha（7.2%）の減少となっています。

本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、農業の振興に向けた様々な支援施策を推進しており、平成26年にTMRセンターを整備し、平成27年度から5か年計画で草地基盤整備事業を推進しているほか、平成29年からは上陸別地区営農用水施設の老朽化対策として施設の改築更新を進めています。

今後は、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、酪農ヘルパーの人材不足といった問題がさらに深刻化することが懸念され、これらを踏まえた総合的な対応が求められています。

そのため、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、農業後継者の確保・育成、新規就農支援の強化など、地域の中心となる意欲ある担い手の育成を集中的・重点的に進め、持続可能な経営体制の整備を進めることが必要です。

また、農畜産物やそれらを利用した加工品の陸別ブランド化を進展させるとともに、事業の拡大を図りながら、都市住民などとの交流を活かした流通・販売対策など、独自の販売ルートを確立していくことが重要です。

基本方針

- 安全・安心で良質な農畜産物を安定的に生産・提供できる基盤を整備するとともに、品質向上に向けた取組を行います。
- 担い手や後継者の確保と育成や経営指導の強化などを行うことにより、安定的に持続する経営の支援に努めます。
- 陸別の特性を活かした農畜産物及び乳製品の加工品づくりなど、幅広い陸別ブランドづくりを進めます。

主な施策

(1) 農業生産基盤の充実

- 計画的な草地、畑地の整備や、農道、用排水施設、農業施設などの農業基盤の整備を推進し、生産性の向上を目指します。
- バイオガスプラントの新設により、家畜ふん尿の適正な処理と消化液などの有効活用を図ります。
- 関係機関と連携して、農地情報のデータベースを整備して共有化を図り、耕作放棄地の解消や農地の確保と有効活用に取り組みます。

(2) 農業経営の改善

- 経営の大規模化を支援するとともに小規模農家等、持続的な家族経営への支援も視野に入れ、農業コントラクターや酪農ヘルパー及びTMRセンター利用の推進、哺育育成事業などに取り組むことにより、効率化による経営の安定化と過重労働・女性の負担の軽減を図ります。
- 農業関係制度資金及び陸別町独自資金の活用により農業経営の体質強化を支援します。
- スマート農業への取組として、ICTの活用など新たな生産技術の導入を促進します。

(3) 担い手及び新規就農者の育成・確保

- 北海道農業担い手育成センターや農業者、関係機関などと連携して新規就農者の確保や担い手・後継者の育成に努めます。
- 関係機関との連携のもと、受け入れ体制の強化を図るほか、各種支援事業の周知と活用を図り、多様な農業への支援及び新規就農者支援に努めます。
- 意欲と能力のある認定農業者、営農組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

(4) ブランド化の促進と販売ルートの拡大

- 陸別町農畜産物加工研修センターを活用し、陸別産の農畜産物及び乳製品を活かした消費者のニーズに合った加工品の研究開発の取組を推進します。
- 観光関連施設の活用や商業者との連携等により農産物直売体制の充実を図ります。
- 陸別の基幹産業である、農業に関心を持ってもらうために、町民を対象とした農業体験交流会や、町外者を対象とした滞在型農業体験など、農業に対する理解を深め

る取組を推進します。

- 陸別町の地形や気象などの特性にあった薬用植物の研究・導入を推進します。

(5) 都市との交流による農村の振興

- 陸別の自然環境を活かした農村の景観形成を進めます。また、離農跡地にある廃屋の解消に向け、関係機関との協議を進めます。

(6) 有害鳥獣対策の充実

- エゾシカ等による農産物の被害を防止するため、関係機関・団体との連携のもと、鳥獣被害防止対策を推進し、生産性の維持・向上に努めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
認定農業者数	65戸	60戸
農業生産法人数	9法人	10法人
新規就農数(累計)	7戸	9戸
担い手の農地利用集積率	82%	82%
耕作施策地面積	0ha	0ha
家畜糞尿処理施設(共同施設)	0箇所	1箇所

2 林業の振興

担当部署：産業振興課 連携部署：総務課、建設課

現状と課題

森林は木材生産機能をはじめ、水源涵養機能や山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能など多面的な機能を有しており、人々の生活と密接に結び付いています。

平成31年4月1日現在、本町の森林面積は50,563haで、総面積の約83%を占める森林に恵まれた地域となっており、森林の所有形態別では、国有林が76%、一般民有林が21%、町有林が3%となっています。

カラマツ人工林の伐採適齢期を迎え、森林の伐採が盛んに行われていますが、森林所有者の高齢化や、近年の気象・害虫獣被害増加などによるカラマツの苗木不足もあり、伐採後に再造林されない森林も多く、無立木地が増加している傾向にあります。

本町では、陸別町森林整備計画に基づき陸別町森林組合と連携しながら計画的かつ総合的に林業振興を推進していますが、材価の低迷による所有者の経営意欲の低下や担い手の不足等が大きな課題となっており、新たに創設された森林環境税、森林環境譲与税を活用した森林管理をどのように進めていくか検討する必要があります。

基本方針

- 林業経営の改善を図るため、集約化施業の推進など、良好な森林整備を進めるとともに、担い手の育成・確保に努めます。
- 森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林が持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう、森林環境税、森林環境譲与税の導入を踏まえた長期的な視野による森林の整備を進めます。
- 銀河の森や宮の森風景林、ふれあいの森など、町民や観光客が親しめる森林空間環境づくりや、緑地帯・公園・街路樹など身近な緑の整備など、景観形成を図っていきます。

主な施策

(1) 森林の整備及び保全

- 森林の有する多面的機能を活かすために、地球環境保全に配慮しつつ、森林の機能が発揮できる適正な森林事業の実施や森林の保全に努めます。
- 無立木地の解消に向け、森林所有者に対して伐採跡地への植林など森林育成の啓発を行います。また、高齢化や後継者不在による、森林育成が困難な無立木地についての公有林化を含めた対策を推進します。
- 林業経営の効率化、森林空間の総合的利用に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業路の維持管理、整備を進めます。

(2) 林業経営の改善

- 計画的な森林施業と林業従事者の雇用を確保するため、経営の多角化や合理化などにより、経営の体質強化、高度化のための支援を行います。
- 高性能林業機械による効果的な作業システムの普及及び定着を図ります。また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について、事業者間における共同購入・共同使用などに係る取組を支援します。
- 森林環境税、森林環境譲与税の活用により、間伐などの森林整備、担い手の育成・確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の取組を推進します。

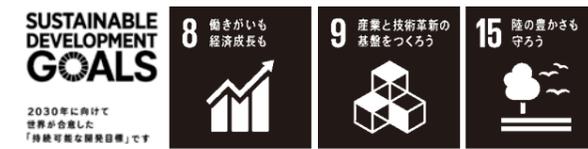
(3) 森林資源を活用した交流環境づくり

- 銀河の森や宮の森風景林、ふれあいの森などを有効利用した自然体験や滞在型交流を促進するための環境整備をハード・ソフト両面から進めます。
- 町民が森林を身近な存在として感じ、森林との関わりを深めるための機会づくりを進めます。
- 陸別町新農林業人材発掘プログラム事業等を通じて、林業体験の機会を提供します。

(4) 木材流通の促進

- 森林資源の活用方策として地場産品の地場加工を推進するため、木材加工場等への支援を行います。
- 森林認証取得による安心安全な木材生産への取組の周知を図ります。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
無立木地面積	1,362.88ha	1,000.00ha
整備計画林道の整備進捗率	80.00%	83.00%
森林経営計画対象森林面積(人工林)	9,565.99ha	10,000.00ha
担い手対策推進事業申請実人数	0人/年	45人/年
森林資源を利用した交流事業策の開催回数	2回/年	3回/年
町民植樹祭の参加者数	78人/年	80人/年



3 商工業の振興

担当部署：産業振興課 連携部署：総務課

現状と課題

本町では賑わいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会などとの連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進めていますが、近年は高齢化や後継者不足に加え、定住人口の減少や通信販売などの販売形態の多様化による地元消費の減退、量販店が所在する近隣市町への消費流出傾向など、商工業を取り巻く経営環境は依然厳しいものがあります。

商工業者の事業撤退と廃業は町内経済を疲弊させる要因となるため、陸別町商工会を中心として商工業の振興に努める必要があります。

そのような中、本町では陸別町商工会と連携し、不足業種を誘致し町民に安心安全な生活環境を提供し、誰もが気軽に休めるコミュニティの場をコンセプトとした、複合施設「コミュニティプラザ☆ぷらっと」が平成27年7月にオープンしました。

中小企業を取り巻く環境がさらに厳しさを増す中、小規模事業所のみで構成される本町の製造業も停滞傾向にあり、既存企業の維持・充実や内発的な産業開発に向けた取組が求められています。

基本方針

- 町の商工業の持続的発展を図るため、陸別町商工会が実施している施策・事業への支援を行います。
- 陸別町小規模企業振興基本条例に基づき、本町の約9割を占める小規模企業の振興に資する取組を行っていきます。
- 厳しい雇用状況の中、安定的な雇用の場の確保に向け、基幹産業である農業や林業及び小規模企業等と連携した雇用対策を積極的に進めます。

主な施策

(1) 活力ある商工業等の振興

- 商工業振興の中核的役割を担う陸別町商工会の活動を支援し、町・事業所が一体となった商工業の振興を図ります。
- 町内商工業者の健全な経営及び設備投資などに対する融資制度などにより、商工業の振興を図るとともに、小規模企業の成長発展及びその持続的発展のための取組を行います。

- 高齢者の増加により交通弱者が増加する中で、全ての人が快適な生活を送れるような買い物環境づくりに努めます。
- 市街地の活力増加のため、空き店舗や空き地の公共的な利用を含めた、有効な利用方法について検討します。

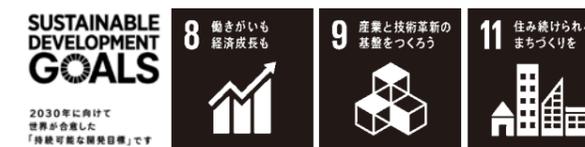
(2) 雇用創出、起業への支援

- 広域による「とかち創業支援ネットワーク会議」の活動等を通じて、起業や既存事業所による新規事業への取組を支援します。
- 町民の生活基盤の維持に向け、不在となっている業種への進出・起業に対する支援を行います。
- 町と陸別町農業協同組合が行っている無料職業紹介事業やハローワーク等の関係機関との連携により、就職、職業訓練に関する相談や労働情報の提供など、就職就労に向けた支援を行います。
- 企業誘致や農業・林業などの基幹産業との連携により、新規雇用の創造を図ります。
- バイオガспラントの整備により関連事業による雇用創出に努めます。

(3) 新商品や加工品の開発・研究の促進

- 農畜産物加工研修センターや大学・公的試験機関を活用した開発・研究を進めます。また、民間の力を取り入れた開発・研究を支援します。
- りくべつチャレンジプロジェクトを通じて、陸別町の地域資源を活用した事業開発と雇用の創出を図るための調査研究を進めます。
- 地域おこし協力隊事業などを活用し、地域産業の活性化や担い手の育成を推進します。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
新規事業支援(計画期間の合計支援件数)	3件	5件
特産品商品数	67品目	80品目

4 交流・観光拠点づくり

担当部署：産業振興課 連携部署：総務課

現状と課題

国では令和2年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、インバウンド（訪日外国人旅行）を強化するなど、観光誘客に関する様々な政策を推進しています。また、北海道の観光入込客数は、景気の回復などを要因として平成25年度以降は堅調に推移しており、平成29年度には過去最高となる5,610万人となっています。

平成18年4月に廃線となった「ふるさと銀河線」を利用した体験型鉄道公園「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」が平成20年にスタートし、ふるさと銀河線車輛を使用した運転体験や乗車体験、トロッコ運転体験が行われています。

今後は、十勝オホーツク自動車道（北海道横断自動車道網走線）のさらなる整備により、十勝・釧路・オホーツク圏の中間地点とし交通量の増加が見込まれる中で、観光協会を中心として、町や商工会が情報を共有し、連携しながら、単なる通過点としてではなく、魅力ある観光地としての整備を進める必要があります。

また、本町では、「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」や、「しばれフェスティバル」など地域の特性を活かしたイベントを中心に、年間17万人を超える観光客を集めています。近年、大型連休が増加する中で、イベントがこの地を訪れるきっかけとなり、何度も体験したくなるような時間消費型の観光ソフトをつくとともに、地域産業との連携を高め、地域が一体となった取組を進めることが必要です。

基本方針

- 「日本一寒い町」「星空の町」をキーワードとしたまちづくりを継続的に進めながら、町民・行政が一体となって、誰もが認識する陸別らしいイメージとして定着させていきます。
- 観光PRの強化を図るとともに町の資源を活かした魅力ある観光づくりを推進するため、新たな官民連携組織「(株)りくべつ」との連携を強化します。
- 十勝オホーツク自動車道の延伸に対応し、観光施設の充実を図るとともに農林産物を活用した料理やお土産の販売、観光ホスピタリティの向上に努め、町内における観光客受け入れ体制の充実に努め、関係人口の拡大を図ります。
- 自然を通じた交流拠点として、銀河の森の環境を整えるとともに、ふれあいの森や北稜岳などを活用して、自然とふれあう機会づくりを進めます。また、この自然を求め、町外から多くの人々が、気軽に訪れることができるよう、交通アクセスや町内交通手段の充実、これら豊かな自然への案内など受け入れ体制を整えていきます。

主な施策

(1) 観光振興体制の充実

- 観光振興の中核的役割を担うことになる「(株)りくべつ」に関して、組織体制や事業内容などの具体化を進めるとともに、本町における観光のあり方や観光振興に向けた具体的な取組を町民と行政の協働で検討します。

(2) 観光・交流資源の充実

- イベント広場・陸別サーキットを含め、星空と森林を活かした天文台を中心とした銀河の森の整備をハード・ソフト両面から促進します。
- 陸別町商工会と連携し、ふるさと銀河線りくべつ鉄道の整備、活用を進めます。
- 道の駅の役割を向上させるため、施設の充実に向けた検討を進めます。また、道の駅と一体となった観光施設の整備を進めます。
- 豊富な森林資源を有効に活用するため、ふれあいの森・宮の森風景林・北稜岳・カネラン峠の自然体験施設の充実を図ります。
- しばれフェスティバルやオフロードレースのほか、陸別町の特色を活かした満足度の高い体験企画の開発を進めます。
- 天文台・各種イベント・りくべつ鉄道・歴史・自然を活かし、それぞれが連携したソフト事業の企画づくりや人材育成・確保を推進するとともに、受け入れ体制の確立を目指します。
- 特色ある物産の開発を行うため、「(株)りくべつ」を中心に町民や関係機関が連携した取組を支援します。

(3) 観光PR活動の充実

- 北海道ブランド・十勝ブランドと連携し、陸別町の農畜産物・林産物・しばれ・星空が持つ魅力をブランド化し、価値を高めるために関連する機関が連携した取組を振興します。
- 都市圏など、広域的にPRするために、SNSなどを効率的に利用してPRを推進します。また、町ホームページ、SNSやPR動画など、多様な媒体を利用したPR活動を進めます。
- 友好町民の会・電機連合・ふるさと陸別会などとの連携や、ふるさと納税を活用したPRを進めます。
- 足寄町・本別町など近隣自治体や十勝町村会など広域的な取組で、地域の魅力の発掘、発信を進めます。

(4) 道東観光の中継地としての交通アクセスの向上

- 陸別町が道東観光の中継点として、国道・道道の安全性・利便性の向上を推進し、それらと連携した町道の整備を進めます。また、より広いエリアにおける観光ネットワークを構築するため、高速道路の機能強化を求めています。
- 観光客が既存の地域交通を利用しやすい環境づくりを進めます。また、町内における観光施設間の交通手段の確保に努めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
年間観光入込客数(観光入込客数調査)	17.6万人/年	22.9万人/年
年間観光宿泊客数(観光入込客数調査)	0.9万人/年	1.1万人/年
観光イベント参加者数(観光入込客数調査)	2.4万人/年	3.1万人/年



基本目標 2

支え合いで心と身体の
幸せをつくるまち

《健康づくり・医療・福祉》

1 健康づくりの充実

担当部署：保健福祉センター 連携部署：診療所、教育委員会

現状と課題

少子化が進展する一方で、平均寿命の伸びにより令和7年には我が国では65歳以上の高齢者数は3,657万人となり、人口の3割を超えることが予測されています。そのため、生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方など、保健・医療に関する住民の関心はますます高くなっています。

本町では、平成27年3月に「健康日本21りくべつ（第2次）」を策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活習慣の改善、こころの健康のそれぞれに関して健康づくりに関する事業を推進しています。

特定健診受診では疾病の発症予防・重症化予防に向けて町独自で健診項目を追加しているほか、平成28年度から管理栄養士を配置し、糖尿病や慢性腎臓病など食事が大きく関わる疾患への対応を進めてきたところです。

また、健診・検診を受けやすい環境づくりに努め、高受診率を維持していますが、今後においても健診・検診のより受けやすい体制の整備や未受診者対策を進めていきます。

これからも生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域と行政が一体となった健康に取り組みやすい環境づくりが必要です。

基本方針

- 保健センターを拠点に、保健・医療・福祉・教育と連携した健康診査、健康相談・指導を推進し、町民自身による健康づくりを推進します。

主な施策

(1) 健康づくり意識の啓発

- 広報紙による啓発活動や各種団体への健康講話、健康相談、イベント等を通じ、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。
- 健康的な生活習慣を身につけられるよう、地域全体が連携した健康づくりを進めます。

- 健康についての知識の普及・啓発のために健康運動指導士や歯科衛生士などの、専門的な知識を持つ人材の確保と起用に努めます。

(2) 保健事業の充実

- 生活習慣病の予防のために、健診や保健指導を強化し、食生活の改善・運動の習慣などの指導・支援を行います。
- 各種健診の機会の提供や受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の見直しを促します。
- あらゆる機会を利用し、特定保健指導、健康教育、健康相談など、健診事後の支援を行います。

(3) 感染症対策の推進

- 結核や麻しん、インフルエンザなどの感染症予防のため、適切な年齢・時期に予防接種を実施します。
- 感染症を身近なものとして捉え、感染症予防のための知識を町民に広め、町民の健康を守ります。

(4) 精神保健対策の推進

- こころの健康について、正しい知識の普及と早期に相談機関を利用するための周知・啓発を行います。
- 地域におけるネットワークの強化を推進し、困難な状況にある町民や生きづらさを感じている町民の自殺を未然に防ぐための取組を推進します。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
特定健康検査受診率	71.30%	72.00%
特定保健指導実施率	79.30%	80.00%
メタボリックシンドローム対象者数	66人	50人
メタボリックシンドローム予備群数	37人	28人

2 地域医療の充実

担当部署：診療所 連携部署：町民課、保健福祉センター

現状と課題

本町には、内科・小児科・外科を診療科目とした町立の国保関寛齋診療所と歯科診療所があり、国保関寛齋診療所では週に1度の夜間診療や在宅医療など、地域に密着した診療体制を進めています。

救急医療については、診療所で時間外の診療を行っているほか、帯広市急病テレホンセンターが救命医療のスムーズな連絡体制の確保に役立っています。また、市立釧路総合病院を基地病院とする道東ドクターヘリの運航により、重症患者移送等の救急医療体制が構築されています。

本町ではこれまで医師の確保や医療機器の整備等を行い、診療所の充実を図ってきましたが、高齢化や生活習慣病など疾病構造の変化による医療需要の多様化、高度化、専門化などで医療を取り巻く環境は大きく変化しており、今後とも診療所の果たす役割は大きく、さらなる充実が求められています。

医療に対する関心が高まる中、施設や人材など様々な面の充実を図るとともに、保健や広域の医療機関との連携を強化し、健康で安心して暮らせる環境を築く必要があります。

基本方針

- 保健・福祉と連携したサービス提供、医療機器の整備事業等を通じて町内医療体制の充実を図ります。
- 休日・夜間の救急体制や救急搬送体制、広域医療圏による連携、医薬分業など、関係機関との連携強化に努めます。

主な施策

(1) 地域医療体制の充実

- 医療機器の更新など、施設・設備の充実を計画的に進めるとともに、経営の効率化や患者数の増加に向けた取組により健全経営を推進し、診療所の一層の充実に努めます。
- 医師2名体制の確保、看護師や専門的職員の確保や勤務環境の改善を進めます。
- 高齢化の進展に伴う医療需要への対応を図るため、町内医療機関や十勝医療圏の

自治体などと連携を図りながら、良質な医療サービスの提供を目指します。

- 医療機関相互の情報共有、介護の支援、患者間のコミュニケーションなど、ICT技術を活用した医療の実施に向け、関係機関と協議検討を進めます。

(2) 救急医療体制の充実

- 関係医療機関との連携強化による休日・夜間の救急体制の充実を図ります。
- 重症患者の医療の確保のための圏域内病院と連携を図るほか、道東ドクターヘリをはじめとする救急患者移送体制の充実に努めます。

(3) 医療保険制度の健全運営

- 広域的連携のもと、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
- 医療費適正化に関する取組を推進し、医療費の抑制を図るとともに、関連部門の連携による収納対策の実施を継続し、収納率のさらなる向上に努めます。
- 国の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取組を推進します。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
常勤医師数	2人	2人

3 地域福祉の充実

担当部署：保健福祉センター 連携部署：教育委員会

現状と課題

これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められており、厚生労働省では、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、今後部局横断的に幅広く検討を行うとしています。

本町では、社会福祉協議会が町民の社会福祉全般に関する様々なサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的組織としての役割を担っているほか、自治会による小地域ネットワークや各種福祉団体等が連携し、地域における多様な福祉活動を行っています。

また、平成26年度から地域ケア会議の整備に向けて各種会議の再編成を図り、「高齢者サービス調整会議」「地域包括ケアシステム推進会議」を展開させ、地域課題の共有や具体策の協議を行い、本町にあった地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行等に伴い、地域における福祉ニーズはますます複雑・多様化することが予想されるため、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促進し、町ぐるみの地域福祉体制づくりをさらに進めていく必要があります。

基本方針

- 子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関係なく、住み慣れた地域でともに支え合い助け合いながら、その人らしく暮らし続けることができるまちづくりを目指します。
- 保健・医療・福祉・教育との連携を図りながら、地域福祉を推進する体制づくりに努めるとともに、町民の意識啓発を進めつつ、町民の積極的な活動参加を促していきます。

主な施策

(1) 地域福祉推進体制の充実

- 社会福祉協議会を核とした地域の福祉ネットワークの充実を図り、各種福祉活動の

一層の活発化を促進します。

- 保健・医療・福祉におけるそれぞれの調整機能を高め、役割分担や連携により適切なサービスを提供する体制の充実を図ります。

(2) 支え合う地域づくり

- 地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進するとともに、町民の福祉意識の高揚を図ります。
- ひとり暮らしの高齢者、高齢者福祉世帯に対する声掛けや除雪など、町民レベルによる福祉活動を推進します。
- 福祉教育の充実により、学校での教育や生涯学習の中で、思いやりのある福祉活動に触れる機会をつくります。
- 生活支援サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会と連携して、つながり、支え合う地域づくりを進めます。

(3) 低所得者等への支援

- 生活保護世帯をはじめ、経済的に公的な援助が必要な世帯に対する支援を行うとともに、国や道が行っている支援事業についての情報の提供を行います。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
社会福祉協議会ボランティアセンター登録者数	36人	50人
生活支援コーディネーター人数	1人	2人

4 出産・子育て支援の充実

担当部署：保健福祉センター 連携部署：教育委員会

現状と課題

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すための仕組みとして平成27年4月に施行されました。

本町では、陸別保育所における保育サービスだけでなく、学童保育や子育て支援センターなど様々な形で子育て支援を進めるとともに、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、0歳から高校生までを対象とした子ども医療助成事業をはじめ、出産子育て支援祝金事業や学校給食費の全額助成など様々な経済的支援を行っています。

しかし、陸別保育所は2歳児からの受け入れとなっており、保育ママ助成等を行っているものの、0～1歳児の保育環境に課題がある状況です。また、学童保育の利用が増えていることから指導員不足が恒常化しつつあり、人材の確保が課題となっています。

今後も、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要があります。

基本方針

- 子どもが、健やかに成長するためには、こころと体の健康を保つことが必要です。母子の健康診査や相談体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。
- 家庭、学校、地域、関連機関、行政が一体となった子育て支援体制の整備を図るとともに、次世代を担う子どもを安心して出産し、子育てができる環境を整備するため、保育環境や保育サービスの充実を図ります。

主な施策

(1) 母子保健の充実

- 関係機関との連携のもと、乳幼児健康診査をはじめ、育児に関する健康教育や相談など、各種母子保健事業の一層の充実を図ります。

- 予防接種の適正実施のために、予防接種の推進と適正時期の接種が受けられるように、利便性の向上を図ります。
- 食習慣や歯の健康などをはじめとする生活習慣を、幼少の時期から確立できるように健康教育の充実を図ります。また、事故予防に対する啓蒙・教育活動を進めます。
- 妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるように指導や健康教育、相談体制の充実を図ります。

(2) 子どもが健やかに成長できる環境づくり

- 就労形態の変化等により多様化する保育ニーズに対応し、保育所における保育サービスの充実を図ります。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を行います。
- 子育て支援センター相談窓口の充実を図り、育児に対する不安の解消や情報の共有を促し、誰もが気軽に利用できる、子育て広場における親子の交流を図ります。
- 就労体系などの生活環境や子育て環境に適応した、サービスの充実を図ります。
- 保護者が安心して就労や介護等ができるよう、また、児童が健全に育成されるよう、保育サービスの充実を図ります。
- 地域における子育てを進めるため、育児サークル団体と連携した推進体制づくりを進めます。
- 児童や生徒が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、関連部門の連携のもと、食育を推進します。

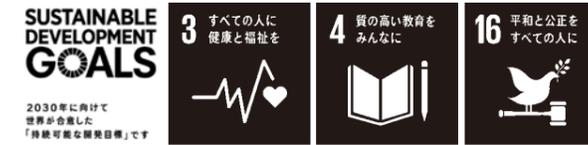
(3) 経済的支援の充実

- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化への対応、子ども医療助成事業、給食費助成子育て支援事業、出産子育て支援祝金などの経済的支援を行います。

(4) 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応

- 関係機関との連携のもと、ひとり親家庭の自立支援や児童虐待の防止・早期発見や対応強化など、支援が必要な子どもと家庭への情報提供の充実ときめ細かな対応に努めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
妊産婦訪問・相談実施率	100%	100%
新生児訪問・相談実施率	100%	100%
へき地保育所の待機児童数	0人	0人
へき地保育所における受入年齢の拡大	—	実施
学童保育所の待機児童数	0人	0人



5 高齢者支援の充実

担当部署：保健福祉センター 連携部署：町民課

現状と課題

我が国では、人口に占める高齢者の割合が急速に増加しているため、団魂の世代が75歳以上となる令和7年をめぐり、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指した取組を進めています。

本町は高齢化率が40%に近く、特に75歳以上の後期高齢者の比率が道内65位（平成31年1月1日現在）と高い状況にあり、これまで陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や関連事業所、診療所などの関係機関と連携しながら高齢者支援にあたってきました。

しかし、認知症高齢者の急激な増加や単身高齢者・高齢世帯の増加により保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者支援施策全般の充実が重要な課題となっています。

特に、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で自立した生活を送っていくための地域福祉体制の強化が求められているほか、若いうちから良好な食習慣や運動習慣を身につけ生活習慣病を予防していくことや、趣味を持ち、人との交流の場を広げ、認知症予防に取り組むなど、すべての町民が介護予防意識を持ち、実践することができる環境づくりも重要です。

今後は、高齢者ニーズに沿った生きがいづくりや健康づくりの推進、介護予防事業の充実、高齢者が主体的に活動できる場の創設、地域での見守り・支え合い活動の推進を図っていくことが必要です。

基本方針

- 保健・医療・福祉との連携強化を図るとともに、高齢者を地域全体でサポートする仕組みづくりを進めます。また、住み慣れた地域で暮らしていくための福祉サービスの充実を図ります。
- 高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。

主な施策

(1) 介護予防の推進

- 高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、適正な介護予防プランの作成や相談・支援や各種保健・健康教室の開催を行います。

(2) 高齢者支援サービスの充実

- 高齢者が地域で安心して暮らすことができるように、介護保険サービスに基づく在宅サービスや施設サービスの充実を図ります。
- 高齢者や家族が、地域で安心して生活し続けるための、相談体制の整備を進めます。
- 高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者のため生活支援サービスの充実に努めます。
- 高齢者向けサービスを支える施設の適正な維持管理に努めます。
- 高齢者が安全・安心な生活を送るために、日頃から近所や地域における見守り体制を構築し活動の充実を図ります。また、緊急通報装置の設置推進により高齢者の安否確認体制の確保を進めます。

(3) 認知症対策の推進

- 認知症やその対応に関する知識の啓発と、認知症サポーターの養成・活用に努めます。
- 認知症の早期発見・重度化防止を図るとともに、当事者が適切な介護サービスを受けられるよう、医療機関や関係機関の連携を図ります。

(4) 生きがいづくり・社会参加の支援

- 高齢者が知識や経験を活かし、生きがいを持って社会参加することができるよう、老人クラブ等への支援を行います。
- 高齢者がまちづくりなどへ参加しやすくなるような環境整備やサポート体制の充実に努めます。
- 高齢者が持つ知識や経験を活かす機会を拡充するため、高齢者就労センターの運営に対するサポートを行います。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
老人クラブ数	3団体	3団体
高齢者就労センター会員数	16人	30人
認知症サポーター数	206人	306人
介護予防教室への一般高齢者の参加率	3%	15%
緊急通報装置設置率	100%	100%

6 障がい者支援の充実

担当部署：保健福祉センター 連携部署：産業振興課

現状と課題

近年の国の障がい者関係法整備や障害者権利条約の批准などの中で、障がいのある人の社会参加促進、差別の解消、合理的配慮の提供など、障がいの有無にかかわらず、自らが望んだ生き方ができる社会環境整備のための取組が進められてきました。

そうした一連の国による法整備の中で、各市町村では、障がいのある人が、自らの生まれた土地、望んだ土地で暮らし続けることができる社会・地域づくりが求められています。そのためには数ある社会的障害を、除去・軽減するための取組が必要となります。

みどりの園や、とまむ園をはじめとする障がい者施設がある本町では、文化活動やスポーツ・レクリエーションなどを通じ、日常的に健常者と障がい者が交流する機会が多くあります。また、町内では、障がい者が製造した加工品の販売も進められ、障がい者の社会参加も進められています。

これまでの取組において、地域に根付いたあたたかな志をより高めながら、就労の場の確保をはじめ障がい者が地域社会の中で溶け込み、ともに暮らせる環境を一層整備することが大切です。

基本方針

- 町民並びに町内の団体及び事業者が障がいに対する理解を共有し、障がいの有無にかかわらずすべての人が地域で自立し、安心して暮らすことができる環境整備を推進します。
- 障がいのある人が地域において生活するための支援や、就労に対する教育を進めるとともに、保健・福祉の連携した在宅支援体制の充実を図っていきます。

主な施策

(1) 障がい者に対する理解の促進

- 障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るため、広報・啓発活動や交流事業を推進します。
- 地域社会で障がい者がともに生活できる環境整備を進めるため、障がい者差別解消と合理的配慮の周知・啓発を図ります。
- 町民と障がい者が交流する機会の充実に向けた検討を進めます。

基本目標 3

快適に暮らせる
心地よい生活環境のまち

《生活環境・生活基盤・生活安全》

1 自然環境の保全

担当部署：産業振興課 連携部署：総務課、町民課、建設課

現状と課題

世界的な脅威となっている地球温暖化をはじめ、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれ、次代へ継承できる持続可能な社会の形成に向けた取組が強く求められています。

本町は、緑やきれいな空気に囲まれ、利別川の上流に位置し、陸別川や斗満川など、水辺の環境に恵まれているとともに、町の総面積の約83%を占める森林など、雄大な景観と貴重な自然がたくさん残されており、これらの優れた自然環境・景観の保全をはじめ、町民の環境美化運動の促進や不法投棄防止対策の推進など、各種の環境保全施策に取り組んできました。

今後、こうした環境保全施策は、人々の定住・移住の促進や循環型社会の形成につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、町民・事業者との協働のもと、多面的な環境保全施策を総合的に推進していく必要があります。

また、省エネルギー推進や環境負荷の少ない再生可能エネルギーの積極的な活用を図る必要があります。

基本方針

- 環境関係法令を遵守し、環境問題への関心と理解を深め、快適な生活環境の保持や美しい景観の普及促進を図り、環境にやさしい地域社会の実現を目指します。
- 環境教育・学習を通して環境保全に対する町民の意識の向上に努めるとともに、町民との協働による自然環境の保全・継承を推進します。
- バイオガス発電など、環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの取組を推進します。

主な施策

(1) 自然環境の保全

- 森林が持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林整備事業に基づく適正な森林事業の推進により、森林の保全に努めます。
- 清掃活動や害虫・野犬等の発生防止、有害鳥獣の駆除活動など、地域ぐるみの環境美化運動を促進し、地域環境の美化に努めます。

(2) 地球温暖化防止施策の推進

- 消費電力・コストの削減など、公共施設における地域温暖化対策に取り組み、温室効果ガスの排出削減を図ります。

(3) 新エネルギー施策の推進

- 再生可能エネルギーを活用した循環型のまちづくりに向けて、家畜排せつ物を活用したバイオガスプラント建設事業を推進します。
- 一般住宅への太陽光発電の導入促進を図るため、太陽光発電システムの設置補助を引き続き行います。

(4) 不法投棄の防止

- 広報・啓発活動の推進や町民・町民団体等との連携による監視・パトロール体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
ノーカーデーの実施回数	4回/年	4回/年

2 住環境の充実

担当部署：建設課 連携部署：総務課、産業振興課

現状と課題

住宅は、町民が安定した豊かな生活を営むために基盤となるものであり、移住・定住を促進させる重要な要素の一つでもあります。

令和2年3月末日現在、本町には町営住宅が合計で255戸整備されています。これらの公営住宅等は「陸別町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて建て替えと維持管理を行っています。人口減少に伴い、老朽化した住宅には空き家が増えている状況にあり、公営住宅の管理戸数の適正化に向けた取組が必要となっています。

これまで、本町へ定住を希望される方を入居の対象とする定住促進住宅、移住体験を促進する移住促進モデル住宅やちょっと暮らし住宅、本町に移住し就業する際、ほかに住宅がない方を入居の対象とする移住産業研修センターを整備し、移住促進対策としての住宅整備も行ってきました。

今後は、宅地造成や宅地、空き家に関する情報提供などを進めるほか、住宅取得に対する支援など、定住を促進するための快適な住環境づくりを進める必要があります。

基本方針

- 豊かな緑や美しい水等の恵まれた自然環境を活かしつつ、便利で快適な住環境の確保に努めます。
- 高齢社会の到来、空き家の増加、大規模災害の発生に対応した住宅施策について、総合的な検討を進め、民間事業者の活用を視野に入れつつ時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保に努めます。

主な施策

(1) 公営住宅等の適正管理の推進

- 陸別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅、町営住宅及び特定公共賃貸住宅など公的な住宅の改善等を進め、良質な住宅ストックの確保を図るとともに、計画的に屋根・外壁の塗替等の維持補修を進めます。

(2) 民間賃貸住宅の整備促進

- 民間事業者による町内への賃貸住宅の建設を促進し、住環境の充実に努めます。
- 空き家を住宅として利活用するための情報収集・情報提供に取り組みます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
町営住宅管理戸数	255戸	220戸
民間賃貸住宅建設戸数(累計)	103戸	120戸

3 環境衛生の充実

担当部署：町民課

現状と課題

地域経済が発展し、成熟社会を迎えた我が国では、これまでの資源を大量消費する生活様式を見直し、限りある資源を守り、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められています。

こうした中、各種のリサイクル法が制定され、本町においても3R運動の取組を推進し、ごみの分別収集の推進や資源ごみ以外のごみや、粗大ごみ、事業所ごみの有料化により、ごみ資源の再資源化や減量化を図っています。

ごみの処理においては、平成31年4月から十勝圏複合事務組合が管理運営するくりりんセンターで資源ごみを除くごみを共同処理することとなりました。また、資源ごみについては、足寄町の銀河クリーンセンターで処理を行っております。

今後も、増加するごみを処理するだけの行政施策にとどまらず、町民、事業者、行政が一体となってごみの分別や減量化、リサイクル等について取組を強化し、環境にやさしい地域社会を目指す必要があります。

基本方針

- 循環型社会の構築に向けた意識の啓発を図り、町民、事業者、行政の協働により、省資源化の取組を推進します
- 廃棄物のリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

主な施策

(1) ごみ減量化とリサイクルの推進

- 広報紙や学校教育・生涯学習の中で、町民一人ひとりがごみを減らす意識を高めるために意識啓発を進めるとともに、正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。
- 不用品の交換や修理など、リユース・リサイクルに対する知識の普及と啓発活動を促進します。

(2) ごみ処理施設の適正管理

- 広域的連携のもと、焼却施設やリサイクル施設をはじめとする新たなごみ処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努めます。

(3) 墓地・火葬場の適正管理

- 墓地利用者の利便性の向上に向け、適正管理に努めるとともに、整備が必要な箇所を点検しながら、計画的な整備を進めます。
- 火葬場の機能維持のため、保守・点検を定期的実施し、適正な管理に努めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
町民1人が1日に排出する家庭ごみの量	792.41g	750.00g
町民1人が1日に排出する非資源ごみの量	478.16g	412.50g
リサイクル率	39.66%	45.00%

4 水道水供給と排水・し尿処理

担当部署：建設課 連携部署：町民課

現状と課題

ライフラインである上下水道は、社会・産業活動を支えるとともに、日常生活に欠かすことのできないものです。

本町では上水道施設として簡易水道施設、専用水道及び営農用水施設が整備されており、水源池及び沈砂池の定期清掃を行っているほか、水源池の夏季の巡回点検を実施し、良質な水源の確保に努めています。

水道施設は老朽化への対応が課題となっており、道路整備事業などと連携し、老朽化した管路の更新を進めています。今後は、経営戦略及びアセットマネジメント計画を策定し、将来の水道施設更新や維持管理を計画的に進めることにしています。

生活排水処理施設は、陸別地区で公共下水道が整備されており、供用開始から約20年が経過しています。浄化センター長寿命化計画に基づき、下水道施設の計画的な維持管理を進めるとともに、平成31年3月には陸別町特定環境保全公共下水道事業経営戦略を策定し、中長期的視点に基づいて施設の維持管理と経営推進を行っているところです。

公共下水道整備区域外では個別排水処理が必要となり、十勝圏複合事務組合で行っているし尿処理で対応しています。今後においても、公共下水道整備区域外における生活環境保全を進めるため、合併浄化槽の普及促進を進めていく必要があります。

基本方針

- 安全で安定した水を供給できる水道施設の整備・更新、公共下水道施設の整備・更新を計画的に進めます。
- 快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のため、公共下水道施設以外の生活排水処理を適正に行うとともに、合併浄化槽の普及を促進します。

主な施策

(1) 水道事業の推進

- 将来にわたって安定的に水道事業を継続していくため、経営戦略及びアセットマネジメント計画を策定します。
- 水源域の点検や整備により、良質な水源の確保に努めます。
- 老朽化が進んでいる施設・設備の更新を計画的に推進し有収率の向上に努めます。また、耐震管への更新など災害に強いインフラ整備を進めます。
- 受益者負担の適正化などによる水道事業の健全運営を推進します。

(2) 適正な排水処理

- 定期的な点検をはじめ、経年劣化等を踏まえた施設・設備の修繕や更新を計画的・効率的に推進し、適正管理に努めます。
- 下水道供用開始区域外における適切な排水処理・し尿処理を推進します。
- 下水道供用開始区域外における合併浄化槽の普及を促進します。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
水道有収率	67.50%	80.00%
供用開始区域内における水洗化率	91.50%	93.00%

5 公園・緑地の整備

担当部署：産業振興課 連携部署：総務課

現状と課題

公園や緑地は、緑豊かな潤いのある住環境の形成はもとより、地域住民の憩い・安らぎの場、子どもの遊び場、さらには災害時の避難場所の確保など、様々な役割を持つ重要な施設です。

森林や豊富な緑を背景とした本町には、町民のコミュニケーションの場としての公園や、季節を伝える花や緑にあふれる風景が多くあり、暮らしの中に、潤いを与えてくれます。駅前多目的広場・イベント広場は町民の憩いの場や、お祭りの会場として多くの方に親しまれています。

今後は、公園の老朽化の状況や利用状況等を勘察し、町民等との協働による維持管理体制の充実を図り、安全で快適な公園・緑地として、適正管理・有効活用を図っていく必要があります。

また、緑や季節の彩りを基調とした景観づくりを進めることにより、本町における生活に潤いを与えることが必要です。

基本方針

- 町民による緑化や花いっぱい運動、美化活動を促し、緑への愛着や心の豊かさを育み、人も緑も豊かに育つまちづくりを進めます。
- 地域住民との連携のもと、公園や緑地の適切な整備と維持管理を進めることにより、生活に潤いと安らぎをもたらします。

主な施策

(1) 憩いの場づくり

- 多目的広場やイベント広場などの既存の公園利用促進環境整備を進め、町民の憩いの場としての利用を促進します。
- 町民の身近な憩い・安らぎの場、子どもの安全な遊び場を確保するため、老朽化した既存公園施設・設備の点検・補修を計画的に推進します。
- 市街地の空き地などを活用した憩いの場づくりを促進します。

(2) 緑化の推進

- 花と緑あふれる快適な住環境の創出に向け、公共施設への植樹を計画的に推進します。
- 広報紙などを通じた啓発事業を推進するとともに、自治会や各種団体などによる公共的な場所における、緑化・花いっぱい運動や維持管理への支援をします。
- 苗や種子の無料配布などを進め、統一的なテーマのもとで進める植栽活動を促進します。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
公園数	5箇所	5箇所



6 道路・公共交通の整備

担当部署：建設課 連携部署：総務課、教育委員会

現状と課題

道路は、まちの骨格を形成するとともに、安全で快適な住民生活や地域産業・経済を支える重要な社会基盤です。

本町の道路網は、十勝地方と網走地方を結ぶ国道242号と2本の主要道道（北見白糠線・津別陸別線）、3本の一般道道（斗満陸別停車場線・苫務小利別停車場線・上斗満大誉地線）が整備されており、広域道路網を補完しています。さらに、本町の産業や住民生活に密接に関わる道路として町道が整備されています。

また、十勝圏とオホーツク圏を連絡する十勝オホーツク自動車道の整備が進められており、平成29年10月9日に陸別小利別IC～訓子府IC間が開通しました。現在は陸別IC～陸別小利別IC間の延伸工事が進められています。

公共交通としては、平成18年にふるさと銀河線が廃止となった後、代替バスとして帯広方面に十勝バス、北見方面に北見バスが公共交通機関として運行しています。しかし、自家用車の普及や人口の減少・少子化などで地方と都市を結ぶ公共交通の運営は非常に厳しい状況にあります。一方、高校生や高齢者などにとっては唯一の公共交通機関として、通学や、通院などの日常生活において、欠くことのできないものとなっており、今後においても安定した運行が継続されることが望まれています。

これらは、広域的な移動手段として、また町民生活における身近な交通手段として、重要な役割を果たしていることから、利用促進に向けた取組を進めながらその維持・確保に努めるとともに、地域公共交通のあり方についても検討を進めていく必要があります。

基本方針

- 町全体の要望として、誰もが利用しやすい高規格道路や国道・道道の整備を積極的に要望するとともに、これらの道路に接続する町道の整備を進めます。
- 町民の交通手段の一つであるバス路線の確保のため、バス事業者への支援を継続します。
- スクールバスやコミュニティバスを含めた地域公共交通に関して、少子・高齢化など利用者環境の変化に対応した、より良い地域公共交通のあり方を検討します。

主な施策

(1) 幹線道路網の整備促進

- オホーツク圏・十勝圏・道央圏のアクセス向上に向けた北海道横断自動車道の早期完成や利便性の向上を求め、国や東日本高速道路株式会社への要望活動を行います。
- 国道や道道における安全の確保のために、急カーブや急勾配などの解消に向けた働きかけを行います。

(2) 町道などの整備

- 地域の要望等を踏まえながら、町道網の改良・維持管理等を計画的に推進します。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急性の高い橋梁から順次補修等を進めます。
- 老朽化が進む道路ストックについて、道路利用者及び第三者の被害を防止するため、点検を実施するとともに改良・維持管理等を行います。

(3) 地域公共交通対策の推進

- バス事業者と連携し、路線経営の安定と確保を図ります。また、沿線自治体との連携による利用促進の取組を実施します。
- スクールバスやコミュニティバスによる町内のバス運行の適正運行を図ります。
- 既存の交通機関との連携を含め、町民のニーズに合わせた町内輸送など地域公共交通のあり方を検討します。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
地域公共交通の路線数	2路線	2路線
橋梁長寿命化修繕工事進捗率	0%	100%

7 防災体制の充実

担当部署：総務課 連携部署：町民課、保健福祉センター、建設課

現状と課題

災害による被害を最小限にとどめるには、行政のみならず、町民自身の防災意識の高揚を図り、日頃から環境、福祉、教育など、様々な地域課題に取り組める基盤を確立するとともに、非常時における人命救助、助け合いが迅速かつ的確にできる地域を目指すことが必要となります。

本町では、陸別町地域防災計画に基づき、国や道などの関係機関と協調しながら防災対策を進めており、防災訓練や災害時要配慮者と言われる高齢者や障がいのある人等の名簿を整備するとともに、備蓄計画に基づき食糧等の備蓄を計画的に進めています。また、過去に発生した大規模停電の経験から、発電機の確保も順次進めています。

緊急時の情報通信体制として、町内に防災行政無線（愛の鐘）が整備されていますが、難聴地域に対する情報伝達手段について、本町の規模と地域性に合った検討が必要な状況です。

今後も自主的な防災の取組や組織づくりなどを進め、避難所の整備や災害時の対応などに対する町民への啓発、防災意識の向上に向けた取組の強化を図る必要があります。

基本方針

- 安全上必要な河川改修の取組、森林の公益機能強化を進めるなかで、近年の気候変動の影響等による急激な変化による自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、減災と強靱化の視点をもって、災害が発生しにくい環境づくりを進めます。
- 災害から町民の生命と財産を守るため、地域の防災力を高め、地震や風水害などへの対応を強化します。

主な施策

(1) 災害に強いまちづくり

- 大雨等で被害が予想される河川などを事前に把握し安全対策を推進します。また、北海道管理の河川については、安全対策等について、必要に応じて要望していきます。
- 災害時の避難場所となる公共施設の耐震化を進めるとともに、町民が所有する住宅や建物の耐震診断や耐震化に向けた啓発活動を推進します。

- 災害時の道路や電気・水道などのライフラインの迅速な復旧のために、民間の事業者との連携を図ります。
- 備蓄計画に基づき、災害時に必要となる資機材や食糧等の備蓄を計画的に進めます。
- 災害非常時に対応できる給水対策の強化を図ります。

(2) 防災体制の強化

- 定期的な防災訓練の実施や情報提供により町民の防災意識の向上を図ります。
- 災害時に行政と町民が担う責任と役割を明確にし、避難や早期復旧に対する迅速な対応のための体制整備の推進と、自主防災体制の構築に向け、関係機関との協議を進めます。
- 高齢者や障がいのある人など、地域における要配慮者の把握に努め、安否確認や避難支援体制を整えます。
- 災害発生時に、防災行政無線や緊急速報メール等、多様な通信手段を活用し、町民へ正確な情報を迅速に伝達する体制の整備・充実を図ります。

(3) 治山・治水対策の推進

- 危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関との連携のもと、河川の改修や適正管理、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
地域・町民を対象とした防災訓練の実施回数(計画期間中)	2回	4回
自主防災組織	0組	1組

8 消防・救急の充実

担当部署：消防署 連携部署：保健福祉センター

現状と課題

消防は、町民の生命や財産を火災から守るとともに、事故などによる負傷や急病に迅速に対応できる体制が求められています。

本町の消防・救急体制として陸別消防団、陸別消防署が整備されていますが、消防署にあっては、平成28年4月から「とかち広域消防局」として新たにスタートし、火災・救急における出動体制が変更となり、市町村の境界に関係なく最も近い消防署から現場に出動することになりました。陸別消防署においても出動範囲が広がりましたが、これによる地域消防力の低下をさせることなく、より万全を期す体制を整え効率的な活動ができるよう進めていく必要があります。

また、生活様式の多様化や少子高齢化の進行など社会情勢の変化により、地域における防災活動の担い手の中核的存在である消防団員の確保が困難になっているなど消防力の低下が懸念されています。

今後においても、人材の育成、車両資機材等の計画的な整備や更新、また消防活動において重要な役割を担う消防団組織の充実についての取組を進める必要があります。

基本方針

- 職員・消防団員の技術向上や消防装備の充実など、時代に対応した消防体制の整備を図ります。
- 救急・救助業務に関しては、救急救命士の採用・救急体制の充実、町民への応急処置の知識普及に努め、より迅速な救急体制づくりに努めます。

主な施策

(1) 消防体制の強化・充実

- 消防署や水利施設・車輜・機器などの消防施設等の計画的な更新や整備を進めます。
- 広域的連携のもと、効果的な研修・訓練の実施による職員の資質の向上、人員の増強や施設・設備の計画的更新を図り、とかち広域消防局による常備消防・救急救助体制の充実を図ります。

- 効果的な研修・訓練の実施による団員の資質の向上、個人装備品の強化による安全管理の徹底及び団員の確保や施設・設備の計画的更新を図り、消防団の活性化を促進します。

(2) 火災予防の徹底

- 町民の防火意識の向上を図るとともに、家庭や事業所等における火災への備えなど防火の取組の啓発を行います。
- 防火対象物などの立ち入り検査の実施や指導強化を図ります。また避難訓練・消火訓練の実施に対しての支援・協力をを行います。
- 住宅用火災警報器の設置や更新、火災になりにくい家づくりに対する情報提供や普及啓発を実施するとともに、巡回体制を強化します。
- 高齢者や障がい者など、地域における要援護世帯の把握に努め、防火施設の確認や火災予防の普及を推進します。

(3) 応急手当の普及啓発

- 町民によるAED（自動体外除細動器）の取り扱いを含めた応急手当が効果的に実施できるよう、講習会等を開催します。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
住宅用火災警報器の設置割合	79.10%	100.00%
普通救命講習の受講者数(累計)	1,190人	1,590人
消防団員数	51人	56人

9 防犯・交通安全の推進

担当部署：保健福祉センター 連携部署：総務課、産業振興課

現状と課題

近年、事務所荒らしや車上荒らしなど、交通網の整備に伴う犯罪の広域化や、インターネットやスマートフォン等を使った顔がみえない犯罪が増加する中、安全性の確保が特に重視されています。

本町では、警察や防犯協会などの関係機関・団体と連携し、啓発活動や防犯パトロールを実施しているほか、防犯灯・街路灯の設置を進めています。

消費生活においても、情報化社会の進展に伴い、生活の利便性が向上した半面、特殊詐欺や悪質商法などの新種のトラブルが発生しています。安全で安心な暮らしを守るために、国、道、警察、金融機関などと連携し情報を共有しながら、相談体制の充実を図るとともに、消費者の行動・意識の向上に向けた取組が必要となっています。

交通事故件数は全国的に減少傾向にありますが、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しており、国は「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を通じてその対策を進めているところです。

このため、高齢化の急速な進行も勘案し、交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、運転免許証の自主返納への対応、危険箇所を中心とした安全対策を行うなど、交通安全対策全般にわたる一層の強化が必要です。

今後とも、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の一層の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故のないまちを目指す必要があります。

基本方針

- 犯罪の未然防止のため、町民の防犯意識と連帯意識のもと、総合的な防犯活動を進め、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。
- 交通安全に対する町民一人ひとりの意識を向上させるとともに、効果的な交通安全施設の整備拡充に努め、安全で円滑な交通環境の確保を目指します。

主な施策

(1) 防犯対策の推進

- 活動団体や関係機関との連携により、防犯に関する学習機会や情報の提供を進めま

す。また、防犯意識の向上や地域住民の自主的な活動を支援します。

- 夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、防犯灯・街路灯の設置を計画的に進めます。
- 子どもを犯罪等から守るために、地域住民と連携した犯罪防止の取組を進めます。

(2) 消費者対策の充実

- 安全で安心な消費生活の実現のため、年代にあった消費者教育を実施するとともに、消費者問題に関する情報や被害時の対処法など情報提供を行います。
- 北海道消費生活センターや警察などと連携を強化し、消費者問題に対し、迅速な対応が取れるよう、相談窓口の充実を図ります。

(3) 交通安全対策の推進

- 警察や交通安全協会、交通安全指導員会等の関係機関・団体との連携のもと、子どもから高齢者まで、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の一層の高揚を図るとともに、町ぐるみの交通安全運動を促進します。
- 高齢者に対する運転免許証の自主返納を促すため、移動手段的確保に対する支援を検討します。
- 高齢運転者の交通事故の防止と事故時の被害軽減を目的として、自動車等への安全運転支援装置の設置を促進します。

(4) 交通安全環境の整備

- 交通規制標識・夜間照明・信号機の積極的な設置・設置要請や警戒看板の設置により交通の安全を確保します。
- 学校周辺や通学路などにおける交通標識や信号機の設置、また、高齢者や障がい者・健常者を問わず、誰もが安心して歩行できる環境をつくります。

10 雪・寒さ対策

担当部署：建設課 連携部署：総務課、保健福祉センター、産業振興課

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
町内における交通事故の発生件数	4件/年	0件/年
「こども110番の家」設置数	6箇所	10箇所
消費生活専門員の配置	0人	1人



現状と課題

日本一寒い町である本町において、厳しい冬の生活を快適で安全・安心に暮らすためには、除排雪対策をはじめとする総合的な寒冷地対策が必要です。

町民アンケート調査によると、「除排雪対策の充実」は今後においても重要度が高い施策としてあげられています。私たちの冬の暮らしに雪対策は欠かせないものであり、雪と上手に付き合いながら、冬をいかに楽しく、快適に過ごすかは重要な課題であると考えられます。

しかし、人口減少・少子高齢化の急速な進行により除排雪処理の担い手不足が深刻化しつつあり、除雪体制の維持が困難になることも予想されます。また、十勝オホーツク自動車道の延伸の関係で排雪場所の確保が難しくなっており、除排雪処理においてはこれらへの対応が求められます。

さらに、日本一のしばれを活用した技術を住民生活に浸透させ、より快適な暮らしの実現に努めていくことが必要です。

基本方針

- 早期除雪や排雪場所の確保、冬期間の安全な通行を確保するとともに、軒先や玄関先など身近な住環境の除雪や高齢者世帯への対応など、町民による積極的な活動を促していきます。

主な施策

(1) 除排雪等の充実

- 冬期間における町道交通の確保のため、除排雪機械の整備・更新に努め、作業の向上と交通安全確保に努めます。
- 排雪場所の確保に向けた検討を進め、除排雪処理が円滑に進められる体制づくりに努めます。
- 関係機関と連携し、主要道路である国道・道道の除排雪を充実促進することで、安心して安全な歩車道の確保に努めます。
- 高齢者世帯などの要支援世帯に対する支援体制づくりを推進します。

(2) 寒冷地向け住宅の普及

- 陸別町の寒冷な気候に適応した住宅の建設やリフォームに対する相談や指導の体制を整えます。

(3) 寒さを活かしたまちづくり

- 寒さを活かしたまちづくりに向けて、しばれフェスティバルなどのイベントを実施し、寒さならではの観光振興を進めます。
- しばれ技術開発研究所による寒さを利用した技術の開発などの支援を積極的に進めるとともに、陸別町の気候を有効活用できる企業の誘致を進めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
しばれフェスティバル入場者数	6,000人	8,000人



11 情報通信環境の充実

担当部署：町民課 連携部署：総務課

現状と課題

情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっています。

本町では、高速通信網（光ケーブル）整備による高速インターネットや地上デジタルテレビ難視聴地域の解消、地上デジタル放送中継局の整備が完了し、高度情報化に対応した基盤整備が進んできました。

高速通信網を町内世帯が利用できる割合（ブロードバンドカバー率）はほぼ100%となっており利用促進も図られていますが、将来的には設備維持に多大な経費がかかることが課題となっています。

これまで観光客が数多く訪れる道の駅にはWi-Fi環境を整備し、無料でインターネットを利用できる環境を整えてきました。今後は外国人観光客の増加や、新たな観光施策の展開に合わせてWi-Fi環境の拡充を検討していく必要があります。

平成30年12月から4K・8Kの実用放送が始まったことや、第5世代移動通信システムである「5G」の実用化が進むなど、情報通信技術は日々進歩しています。今後これらの新しい通信技術やIoT技術の進歩を踏まえ、国内における普及状況や町民ニーズに合わせた対応を行っていくことが求められます。

基本方針

- 高速通信網の積極的な利活用などによって地域情報化を促進するとともに、行政の情報化を推進し、誰もが情報を享受でき、活発な情報発信・交流ができるまちづくりを目指します。

主な施策

(1) 地域情報インフラの整備

- 誰もが等しく情報サービスを利用できる環境づくりに向け、関係機関や民間通信事業者との連携のもと、高速通信網（光ケーブル）の適切な維持管理に努めます。
- 情報通信基盤の充実を図るため無料Wi-Fiスポットの拡充に努めます。
- テレビ難視聴地域への対応や携帯電話の不感地域の解消について、関連事業者と連携した取組を実施します。

基本目標 4

豊かな心を育む学びと
人づくりのまち

《教育・生涯学習・スポーツ・文化》

1 学校教育の充実

担当部署：教育委員会 連携部署：総務課、保健福祉センター

現状と課題

子どもたちが、生きる力を身につけ、これからの社会を築き、支えていく人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きなものとなっています。

本町では、家庭、学校、地域との連携を推進し、「家庭は温かく」、「学校は楽しく」、「地域は明るく」を合い言葉に、「陸別の子は陸別で育てる」を主体に町ぐるみで育む活動を進めてきました。

令和元年度からは陸別小学校と陸別中学校が併設型小中一貫校として新たに小中一貫教育をスタートし、地域とともに学校運営を進めるため、「陸別町学校運営協議会」を設置しました。今後は「陸別町地域学校協働本部」の設置により地域住民が学校を支援するための体制づくりを進めます。

そのような中、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指した新学習指導要領が、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されることになりました。

今後は、これらを踏まえた教育行政の推進が求められ、本町の教育資源を十分に活かしながら、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するためのきめ細かな教育活動を進めていく必要があります。

基本方針

- 国際化、情報化、環境問題等の社会変化に柔軟に対応できる教育内容や指導体制の充実に努めるとともに、教育施設や設備の整備により教育環境の充実に努めます。
- 体験学習や社会活動への参加など地域特性を活かした教育、児童・生徒が自ら学ぶ意欲を高め、個性や能力に応じた教育を進めていきます。

主な施策

(1) 学校教育の充実

- 社会で生きる力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、外国語教育や情報教育の充実など新たな教育内容への対応を行い、社会の変化に対応する教育を推進します。

- 豊かな心の育成に向け、道徳教育、ふるさと教育の充実に努めるとともに、スクールカウンセラー等を活用したいじめや不登校などの心の問題に関する相談・指導等の充実に努めます。
- 健やかな体の育成に向け、体力・運動能力の向上を図るとともに、健康教育の充実に努めます。
- 発達障がい等の特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育体制を整えるために、地域療育センターや児童相談所、病院などの関係機関との連携を図ります。
- カナダ・ラコーム市との友好関係の発展により、国際理解教育の充実に努めます。
- 英語指導助手を活用した授業を中学校及び小学校等で展開し、英語による会話・コミュニケーション能力の向上と英語圏の文化や価値観についての理解を深めます。
- 安全・安心な給食を安定的に提供していくことを第一に進め、地場産品の活用を努めるとともに食物アレルギーを持つ子どもに対しては個別の対応を行います。

(2) 学びをつなぐ学校づくり

- 小中一貫教育を通じて、9年間を見通した一貫性・継続性のある指導を推進し、学力の定着、豊かな人間性と社会性の育成、ふるさと教育の充実に努めます。
- 陸別町学校運営協議会及び陸別町地域学校協働本部を設置し、開かれた信頼される学校づくりを推進します。

(3) 学校施設の環境整備

- 子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進します。
- 情報教育のためのコンピュータの更新など、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。
- 学校内における危機管理体制や防犯システムなどの環境整備を図ります。
- 教職員住宅の整備など、教職員の福利厚生の充実に努めます。また、教職員の資質向上のために研修機会の提供に努めます。

(4) 通学、修学支援の充実

- スクールバスの安全な運行と車両の計画的な更新を図ります。
- 登下校時の安全確保や、自己防衛意識の高揚を図るための安全教育を実施します。
また、地域で子どもたちを守る取組を実施します。
- 高校や専門学校、大学進学者に対する奨学金制度による修学支援を引き続き行います。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
児童・生徒用タブレットの導入割合	0%	100%
陸別町地域学校協働本部の設置	未設置	設置

2 生涯学習の推進

担当部署：教育委員会

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴いライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができ生涯学習社会の実現が求められています。

本町では、公民館や保健センターなどを拠点とした生涯学習活動を進めていますが、少子高齢化や人口減少が進む中、各種活動への参加者の減少や固定化、指導者不足といった状況がみられる状況にあります。

また、社会・経済情勢の変化に伴ってますます多様化する町民の学習ニーズに的確に対応していくため、様々な世代を対象としたアンケート調査を実施し、生涯学習プログラムの充実に努めているところです。

ライフステージに応じて「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備・充実に努めるとともに、本町を取り巻く森林や川、畑、星空、しばれなどの自然環境を最大限に利用した生涯学習の実施により、町に対する誇りを持つ人づくりが求められています。

基本方針

- 学習機会の提供などにより、生涯を通じた学習を推進し、町民の心豊かな生活の実現を目指します。また、陸別の特色や町民の情報・知識・技術などを最大限に活用した生涯学習を進めます。

主な施策

(1) 生涯学習推進体制づくり

- 関係各課や生涯学習ボランティア・各種サークルなどと連携し、生涯学習の推進や推進体制の整備を計画的に進めます。

(2) 生涯学習活動の充実

- 町民の自主的な学習活動を支援するとともに、学習の成果を活かす機会の充実を目指します。また、他市町村との交流や研修事業への参加に対する支援を行います。

- 町民が求めている学習メニューの実施のために関係機関・関係各課と連携してニーズの把握に努めます。また、陸別町の特徴を活かした学習メニューの実施を目指します。
- 町民に対し、ホームページや広報紙、社会教育ニュース「プラザ」を通じて生涯学習に関する情報の提供を行い、学習機会の拡大を図ります。

(3) 指導者の確保

- 町民の情報・知識・技術などを活かした指導体制の充実により、幅広い生涯学習への対応を図ります。
- 広域的な指導者ネットワークの形成により指導者の確保に努めます。

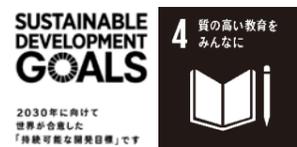
(4) 生涯学習施設の充実

- 多様化する学習ニーズに対応するため、公民館、図書室など既存の学習施設のほか保健センターなどの効率的な利用を図るとともに、利便性の向上を図ります。
- 小中学校向けの推薦図書を購入等により、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の充実に努めます。

(5) 社会教育の充実

- 陸別町社会教育計画に基づき、社会の変化に対応した社会教育の充実を図ります。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
各種講座・教育等に参加した町民の数	569人/年	590人/年
公民館図書室利用者数	2,862人/年	5,600人/年
公民館図書貸出冊数	1,968冊/年	4,000冊/年
公民館図書所蔵数	42,684冊	42,000冊



3 青少年の健全育成

担当部署：教育委員会

現状と課題

青少年を取り巻く環境として、核家族化、少子化の進行、共働き世帯の増加を背景に親子の接触機会の減少や地域における連帯意識の希薄化等、家庭や地域での教育機能の低下が指摘されています。また近年は、いじめや虐待、犯罪の低年齢化、引きこもりやニートの増加等、青少年を取り巻く問題は複雑化、多様化しています。

こうした状況に対し、本町では、平成27年3月に陸別町いじめ防止基本方針を策定し、青少年の健全育成に向けた取組を推進しています。

また、少年団活動などを通じて青少年の健全な育成を図るとともに、中学生等海外研修派遣事業や冒険・体感 in とうきょう派遣事業など陸別町ならではの研修事業を推進してきました。

次代を担う青少年が希望と郷土への誇りを持ち、心身ともにたくましく、また、地域社会の一員としての自覚を持ち、主体的に生きる社会人として成長していくため、家庭や地域、学校、行政の密接な連携のもと、今後も青少年の社会参加への機会拡充や主体的な活動に対する支援の充実に努める必要があります。

基本方針

- 家庭や地域、学校、行政が一体となり、青少年の健全育成活動を推進するとともに、青少年の社会参加等を促し、豊かな社会性と創造性を身につけた心身ともにたくましい青少年の育成を目指します。
- いじめや虐待など子どもの人権を侵害する行為から子どもを守る活動を推進します。

主な施策

(1) 青少年の育成環境の整備

- 地域全体で青少年育成を図るために、意識啓発や環境整備を進めます。また、自立性や社会性を持った子どもたちの成長のために、地域における体験活動や町民とのふれあいの機会の充実に図ります。

(2) 各種少年団活動や助成会の活動に対する支援

- 各スポーツ少年団や助成会活動を通じて、仲間づくりや異年齢交流を図り、団体行

動や社会のルールを学ぶことにより、青少年の健全育成につながるように、各団体への支援を行います。

(3) 青少年の体験・交流活動等の促進

- 青少年教育に関する事業等を通じ、青少年の様々な体験・交流活動やスポーツ・文化活動等の機会の充実に図り、活動の活発化を促進します。

(4) いじめや非行防止活動等の促進

- 町全体で子どもを守り育てるため、家庭・学校・地域・行政等の連携を強化し、いじめや非行防止活動等の推進、家庭教育に関する学習機会の提供や広報・啓発活動の推進に努めます。
- 関係団体を中心とした非行防止活動や子ども地域による見守り活動等を促進し、青少年の非行防止及び安全確保に努めます。
- インターネットにおける有害な情報を排除するための取組を推進するとともに、インターネットの適正な利用に対する教育の充実に図ります。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
中学生等海外研修派遣事業参加割合	100%	100%
冒険体感 in とうきょう参加割合	83%	100%

4 生涯スポーツの充実

担当部署：教育委員会 連携部署：保健福祉センター

現状と課題

スポーツは、健康の維持・増進や生きがいがづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流や地域連帯を深めるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町では、スポーツ団体が積極的に活動するため支援を実施するとともに、カローリング、フロアーリングなど、誰もが親しむことができる軽スポーツにも取り組んできました。

しかしながら、近年は人口減少の影響によりスポーツ人口の減少がみられるほか、地域における指導者の確保も難しくなっています。さらに、スポーツ施設の老朽化が進んできており、その対策が急務となっています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは多様化の傾向にあり、生涯にわたって誰もがいつでもスポーツに親しむことができるよう、各スポーツ団体の指導者の育成及び加入者の増加に向けた支援が一層求められています。

基本方針

- 良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ施設等の計画的な維持管理を推進します。
- 子どもから高齢者まで町民の健康増進を図るため、気軽に参加できるスポーツ教室の開催をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。

主な施策

(1) スポーツの推進

- 町民がスポーツに触れる機会の拡大を図るため、町民向けのスポーツ教室の開催やスポーツ大会の開催に対する支援をします。
- 町民が気軽に健康・体力づくりを目的に取り組むことができるようなスポーツの振興を図るとともにスポーツに関する情報の提供を行います。
- 自主的に活動しているスポーツ少年団やスポーツ団体への支援を行います。また、団体間の連携や情報交換の機会づくりに努めます。

(2) 指導者、指導体制の充実

- 審判講習会や指導者講習会参加者に対し参加経費の助成を継続するとともに、長期的な展望を持った、各種スポーツ指導者の発掘・育成に努めます。

(3) スポーツ施設の充実

- 利用ニーズや老朽化の状況等を踏まえ、各種スポーツ施設の整備充実を計画的に進めます。
- スポーツ施設の利用について、競技者間の連携や情報の共有により有効に活用します。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
体育施設利用者数(学校体育館・プール・スキー場等)	7,962人/年	8,000人/年
スポーツ行事参加者数	1,305人/年	1,300人/年

5 芸術・文化活動の推進

担当部署：教育委員会

現状と課題

芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となります。

本町では、文化協会加盟団体を中心に文化芸術活動が行われており、陸別町文化祭は文化団体の発表の場として長く続けられています。

また、質の高い芸術文化の提供を目的とした「ふるさと劇場」や「あかえぞ文藝舎」による町民文芸誌「あかえぞ」の発刊など、町民による活発な文化活動が進められています。

一方、人口減少や高齢化などにより活動の縮小や活動内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、町民の文化活動の拠点として重要な役割を果たすタウンホールは建設から30年が経過し、ホール機材の劣化が進んでいる状況です。

今後は、町民の関心を高めながら、地域の歴史に根付いた文化を継承するとともに、誰もが気軽に文化芸術に触れ、楽しみ、活動成果を発表できる環境を維持していく必要があります。

基本方針

- 町民の文化活動への参加を促進し、芸術文化への町民の関心を高めるとともに、文化活動を行う環境の維持管理を行います。

主な施策

(1) 芸術文化活動の充実

- 各種文化団体・サークルの活動に対して支援を行うとともに、発表や活動の場を提供します。また、広報紙などを通じて、町民に対する各種団体活動の情報提供を行います。
- 町民への芸術鑑賞の機会提供、文化活動による地域活性化を促進するため、ふるさと劇場への支援を継続します。

(2) 芸術文化活動を支える施設の維持管理

- 町民の文化芸術活動の核となるタウンホールや公民館の維持管理を行い、必要に応じた設備等の整備を検討していきます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
銀河の森天文台の年間入館者数(町民)	800人/年	1,000人/年
文化祭への参加者数	804人/年	970人/年
文化協会加入者数	189人	150人
ふるさと劇場公演への来場者数	517人/年	670人/年



6 文化財保護の推進

担当部署：教育委員会

現状と課題

文化財は町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

本町の文化財は関寛齋をはじめ、国指定史跡ユクエピラチャシ跡や町指定文化財、郷土資料など恵まれた環境にあります。

関寛齋については、「関寛翁顕彰会」による研究や交流が行われており、この先人が残した、すばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が、活発に行われています。

今後の文化財保護の推進に向けて、埋蔵文化財調査を進めながら国指定史跡ユクエピラチャシ跡の歴史に接する環境づくりや関寛齋資料館の充実を図り、町に残された文化財などの保存や活用を進める必要があります。

また、広報や教育分野などを通じ、町の歴史や文化を町民に伝えていくことが求められています。

基本方針

- 陸別の歴史や文化を次世代に伝えるために、文化財の保護・活用を進めます。

主な施策

(1) 文化財の保護と活用

- 開発行為と文化財保護の調整を行い、文化財保護法に基づく事前協議や必要な調査を適切に行います。
- 「関寛齋資料館」を核として、関寛齋関係の遺跡整備の充実を図ります。また、引き続き「関寛翁顕彰会」の活動を支援します。
- 史跡ユクエピラチャシ跡の活用を進めるとともに、十勝・道東地域の史跡活用、アイヌ文化の理解、世界遺産登録に向けた活動等に積極的に協力していきます。
- 収蔵展示化した陸別町郷土資料室の郷土資料の活用については、町民見学会等を積極的に実施し、郷土学習の一つとして位置づけます。
- 町指定文化財である斗満遺跡出土の大型石器の特別展示を行うなど、埋蔵文化財全般の活用を計画し、文化財に対する理解を深めるための活動を推進します。

(2) 文化財に対する意識高揚

- 文化財保護団体の育成を進めるとともに、学校教育や社会教育における郷土資料や人材の活用を進めます。
- 史跡ユクエピラチャシ跡保存整備事業で実施した「住民参加型の史跡整備」方針を拡張・継続実施し、親しみやすい文化財を目指します。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
関寛齋資料館の入館者数	571人/年	600人/年
陸別町郷土資料館の入場者数	39人/年	100人/年



7 人権尊重・男女共同参画の啓発

担当部署：町民課 連携部署：総務課

現状と課題

個人の尊厳は、一人ひとりが互いに相手を尊重し、受け入れることにより成立します。また、男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした社会の実現は、人口減少時代を迎えた我が国の重要な課題の一つに掲げられ、男女共同参画社会基本法等に基づいた取組が進められており、平成28年には女性活躍推進法が施行されるなど、男女共同参画社会形成に向けた法律等は整備されつつあります。

少子高齢化の進行や不安定な社会経済情勢の中、より豊かで活発なまちづくりに向けては、女性の社会参画を促進し、男女がともに力を合わせて、新たな状況へ対応することが求められています。

本町においては、女性の活力は仕事だけではなくPTA活動や地域でのボランティア活動、文化芸術など、まちづくりを支える大きな力となっており、今後も、あらゆる場面で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくりが求められています。

家庭、地域、学校、職場等の関係機関とも連携を図りながら、あらゆる分野で女性も男性もともに参画し、相互の自立を育み、人権を尊重し合う社会を実現する必要があります。

基本方針

- すべての町民が思いやり、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画することを促進します。
- 男女共同参画の理解を浸透させるとともに、まちづくりや地域活動などへの女性参画を促進します。

主な施策

(1) 人権尊重の普及・啓発

- 子どもから高齢者まで、町民一人ひとりの人権意識を高めていくため、学校・家庭・地域その他様々な場を通じた人権教育・啓発を推進します。
- 人権擁護委員と連携し、人権問題に関する相談を継続して行います。

(2) 男女共同参画の促進

- 男女共同参画の実現に向け、町民一人ひとりの意識の高揚のため、啓発や学習機会の充実を図ります。
- 女性が社会活動に参加するきっかけの一つとなる女性団体活動への支援や情報提供を積極的に行います。
- 各種委員会などにおいて女性委員を積極的に任命し、政策決定過程への女性の参画を促進します。

(3) 仕事と生活の調和の推進

- 仕事と家事や育児、介護との両立を支援する環境の整備を図り、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくりに努めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
東北部3町との女性団との交流会の開催回数 (計画期間合計)	未実施	6回

基本目標 5

ふれあいと交流で創る
あたたかなまち

《住民参画・地域づくり・行財政》

1 住民参画の推進

担当部署：総務課

現状と課題

近年、価値観や生活様式の変化、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、個人の自由やプライバシーを重視する風潮が強まり、地域での連帯感や協働意識が薄れつつあると言われています。一方で、より良いまちづくりには、これまで以上に町民一人ひとりの自治意識の醸成が求められています。

近年、町民のまちづくりへの参加や社会貢献への気運が高まってきており、地域の課題や多様なニーズに対応するため、町民と行政がそれぞれの役割と責任に基づき、連携・協力しながら、まちづくりを進めています。

また、町では「陸別町まちづくり推進会議」を設置し、総合計画や町の振興計画の審議及び答申を行っているほか、「まちづくり補助金」を通じて住民参画によるまちづくりを支援しています。

今後もこれらの活動を積極的に推進していくことが求められますが、人口減少に伴う担い手不足や、まちづくり活動への参加者に固定化がみられることから、今後も町民の積極的な取組を促すための情報提供や啓発活動を進めていくことが必要です。

基本方針

- まちづくりを論議する場づくりや、町民各層がまちづくりへ参加する機会の拡大を図るとともに、自治会活動や町民によるまちづくり事業への支援を図ります。

主な施策

(1) まちづくりへの参画機会の拡充

- 様々な年代の町民が気軽に参加し、町民同士がまちづくりについて幅広く話し合える機会の拡充と手法の検討を進めます。
- まちづくり活動への支援を通し、組織的な活動へと発展するような支援方法を検討します。
- 町民と行政、また、他地域間での連携したまちづくりの取組を推進します。

(2) 自主活動の奨励・支援

- 地域活動の最小単位である自治会活動の充実に向けた支援を行います。

- 町民が行うまちづくりに関する活動に対して支援をするための「まちづくり補助金」の周知を図り、町民のまちづくり活動に積極的な支援を行います。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
「まちづくり補助金」による町民活動に対する支援件数（計画期間中）	10件	10件

令和元年度

陸別町まちづくり補助金

町民のまちづくりへの活動を支援します。

陸別町の活性化につながる町民活動や地域の特性を活かした新産業の創出・起業、新製品の開発・研究などにかかる経費の一部を助成します。

■ 対象者 町内に居住する個人もしくは団体等で、下記の事業を実施しようとする方。

■ 補助対象となる事業と補助金の額

事業	補助対象事業・経費	補助金の額
町民活動	町民が行う、陸別町の活性化につながる活動に要する経費（町内会やグループなどでの花壇整備・農産物加工研修・ボランティア活動など身近な活動を支援します。）※賞金・賞状費・備品購入費は対象外となります。	対象経費の2分の1以内（限度額：10万円）
ソフト事業	特産品の製造・販売を目的とする特産品の開発・試作、商品の開発等にかかる調査研究に要する経費 町民生活の向上、または町の活性化に寄与することを目的とした活動に要する経費	対象経費の10分の8以内
ハード事業	特産品の製造に要する経費 特産品の生産拡大と販売拡大に要する経費	対象経費の2分の1以内

申請手続きのながれ

申請窓口：陸別町役場総務課企画財政室

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
申請	受付	審査	通知	申請	決定	実施	報告	確定
申請書提出	受付	審査	通知	申請書提出	決定	実施	報告	確定
申請書提出	受付	審査	通知	申請書提出	決定	実施	報告	確定

※ 申し込み期限は定めていませんが、申請から補助金交付決定まで上記のとおりとなっており、早めにご相談ください。（まちづくり推進計画は原則月1回（第3金曜日）の開催を予定しています。）

問合せ・申込先 陸別町役場総務課企画財政室（27-2141 内線：215/217）

気軽にご相談ください。

2 地域づくりと交流の推進

担当部署：総務課 連携部署：町民課、教育委員会

現状と課題

人口減少や価値観の多様化等により、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化していると言われています。地域の活性化や防犯・防災、環境保全、福祉など様々な地域課題の解決に向けて、地域と行政がともに考え、取り組んでいくことが必要となっています。また、地域の活性化や課題解決にあたっては、それぞれの地域の特性や実情に応じた柔軟な対応が求められています。

地域づくりにおいては、地域活動の最小単位である自治会活動の充実が欠かせませんが、人口の減少により活動が困難な地域が出てきており、自治会の再編が徐々に進んできています。

交流の面では開拓の祖・関寛齋が長く過ごした徳島市や千葉県銚子市・東金市とは町民による交流が進められているとともに、電機連合との交流事業が継続されており、リ・クリエーションサマー in りくべつや冒険・体感 in とうきょうの参加者による町民レベルの交流へと発展しています。

また、カナダ・ラコーム市と友好姉妹提携を結び、中学生など町民の海外研修を行い、人的交流を進めています。

今後は、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となりますが、地域の共同意識や信頼関係を醸成するコミュニティ活動を今後も継続していくことが必要です。

基本方針

- 地域と行政が相互に連携し、良きパートナーとして、地域の課題の発見や解決に取り組むことを通じて、地域力を高めていきます。
- 国内のほかの地域や国際的な交流の機会を拡大し、異なる文化や人とのふれあいとつながりを通じて魅力あるまちづくりを進めます。

主な施策

(1) 地域の活性化に向けた支援の充実

- コミュニティや住民自治の重要性、実際の活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供等を行い、町民のコミュニティ意識の高揚に努めます。

- 地域住民の自主的な活動を促進し、活力ある自治会運営が行えるよう、支援を行います。

(2) 地域間交流の促進

- 「しばれ」や天文台、りくべつ鉄道、関寛齋など、地域特性を通じた地域間交流事業などを通じて、関係人口の拡大に努めます。
- ふるさと陸別会、陸別友好町民の会、サマー in りくべつ、冒険・体感 in とうきょうなど道内・道外の方との多様な地域間交流を促進します。
- 日産自動車(株)などの誘致企業との経済交流を含めた交流機会の拡大を図ります。

(3) 国際交流の推進

- カナダ・ラコーム市との相互交流の促進を図るとともに、引き続き中学生等の派遣事業を実施し、友好関係の促進を図ります。
- 陸別町内に居住する農業研修生などと町民との交流機会の創出を図ります。また、陸別町の産業における外国人研修生や外国人労働者の受け入れ体制づくりの検討を進めます。
- 国際化に対応した人材の育成のため、学校教育や社会教育の中で国際化に対する教室を実施します。

(4) 移住者受け入れの推進

- 地域の新たな人材の獲得を図るため、都市部や他地域からの移住希望者の受け入れを積極的に推進します。
- 移住希望者に対して陸別移住を応援する会を核として、移住ワンストップ窓口での相談対応や都市圏へのPR活動を積極的に推進します。
- 移住促進モデル住宅、ちょっと暮らし住宅及び移住産業研修センターの適正な維持管理を推進します。
- 町内に移住・定住する方の住宅取得や住宅改修に係る費用助成制度など、住宅取得に関する施策の充実に努めます。

3 広報・広聴の推進

担当部署：町民課 連携部署：総務課

現状と課題

町民ニーズに応えるまちづくりを進めるためには、より多くの町民の声を聞きながら、意見や要望を的確に把握し、行政の取組を十分に町民に周知することにより情報を共有化することが必要になります。

町政に関する情報は、毎月発行している「広報りくべつ」をはじめ、インターネットなど様々なメディアを通じて町内外に提供しています。

また、陸別 PR ショートムービーを制作し、「りくべつ 冬」は第8回観光映像大賞ファイナリスト作品に選ばれました。

広聴の面では、年に1回自治会長会議を実施し、自治会単位の要望を聴く機会を設けるほか、町民からの意見を文書でいただく「町民から提案します」、町長とグループ・各種団体等が懇談する「まちづくり懇談会」を実施するなど、町民が日頃感じている町政に対する疑問や意見、提案などを受け付ける機会を設けています。

今後も、誰でもわかりやすい町政情報の広報に努めるとともに、意見交換などの町民との対話を通じて、広聴による町民意向の把握を今後も積極的に行っていく必要があります。

基本方針

- 町民が必要とする情報やわかりやすい情報の提供を行うことで、町内で行われる事業や取組に関心をもってもらえるような広報活動を進めます。
- 町民の声を聴く新たな方法や行政情報の公開を進め、情報の共有化により地域と行政がより理解し合える環境づくりを推進します。

主な施策

(1) 広報活動の充実

- 親しみやすい広報紙づくりをこころがけ、行政情報の迅速な周知と、わかりやすい説明などにより開かれた行政を目指すとともに、町民同士の情報交換の場としての活用を検討します。
- 町民を対象としたホームページの充実を図り、迅速でわかりやすいページ構成を目指します。また、SNSを活用して、町内はもとより、町外に向けても積極的な広報活動を進めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
移住者数（計画期間中）	10組	20組
陸別友好町民の会会員数	420人/年	450人/年



3 基本計画
基本目標5 ふれあいと交流で創るあたたかなまち

(2) 広聴機会の拡充

- 自治会長会議のほか、町民の広聴機会の拡充のため、各種広聴制度の利用方法や場所などの周知の徹底により、利用の拡大を図ります。また、町民のみなさんの声を聴くための多様な手段について検討します。

(3) 情報公開の推進

- 陸別町情報公開条例に基づいた適切な情報開示を引き続き実施するとともに、制度についての周知を図り、町民の町政に対する関心を高めます。また、役場内の行政文書等の保管方法やルールを定め、適切な情報公開を進めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
一般町民からの広聴件数	0件/年	1件/年



4 行政経営の推進

担当部署：総務課

現状と課題

一連の地方分権改革が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況はさらに厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められています。

また、地方公務員法等の改正により能力本位の任用制度や人事評価制度などが地方公共団体に義務付けられ、人事評価制度の実効性を高め、職員の資質・能力の向上を図るとともに、複雑・多様化する行政課題に対して町民や関連団体との対話を深め、ともに考え、行動できる職員の育成が求められています。

本町では、これまで簡素で効率的な行財政運営を行うため組織機構の見直しなど行財政運営の改善に向けた取組を進めてきました。これから生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や少子高齢化の進展による扶助費等の増加が予測されるとともに、公共施設の老朽化により、更新時期の集中が近い将来に見込まれていることから、今後の財政状況はますます厳しくなることが予測されます。

こうした中、多様化する町民ニーズに的確に対応し、町民サービスをさらに向上させるためには、安定した財政基盤のもと最小の経費で最大の効果をあげる組織づくりに努めるとともに、地方公会計制度を推進し、行政経営マネジメントの強化を図る必要があります。また、人口減少や少子高齢化に伴う施設需要の変化を見据えながら、公共施設の維持管理や更新、統廃合による適正配置等の計画的な推進により、財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。

基本方針

- 計画的な行政運営を図るとともに、時代に対応した行政機構の整備や事務事業の改善を進め、質の高い行政サービスを提供していきます。
- 健全で透明な財政運営を堅持しつつ、事業効果を重視した予算編成体制や町有財産の有効活用、財源の確保などに努めます。

主な施策

(1) 行政改革の推進

- 事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理の適正化、職員研修による職員の

資質の向上などを進め、より良いまちづくりと質の高い町民サービスを提供するための組織づくりを進めます。

- 施策・事務事業の成果の検証と見直しに基づく行政経営マネジメントを推進します。

(2) 健全な財政運営

- 地方公会計制度改革への適切な対応を図るとともに、地方公会計を推進・活用することにより、さらなる財政の健全化に向けた取組を進めます。
- 中長期的な視点に立った健全で計画的な財政運営に努めることにより、将来にわたって持続可能な安定した財政基盤を構築します。
- 適正かつ公平な課税を行うとともに、収納率の向上に努めます。
- 町の財政状況を町民と共有するため、広報紙などで広くわかりやすく情報の提供を行います。

(3) 町民サービスの充実

- 多様化する町民ニーズの把握に努めるとともに、窓口サービスの充実や ICT を活用した新たなサービスの展開等により、町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。

(4) 公共施設等の総合的な管理の推進

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、施設の適正配置等を実現するため、公共施設マネジメントの取組を進めます。

関連する主なSDGsの目標



成果指標

指 標	基準値	目標値
経常収支比率	78.70%	70.00%
実質公債費比率	8.2%	9.0%
町税の収納率	99.60%	99.60%

5 広域行政の推進

担当部署：総務課

現状と課題

行政に対する多様化・高度化するニーズや日常行動の広範囲化などに加え、効果的・効率的な行財政運営への要求も高まり、広域的な視点を持った取組がますます重要になります。

本町においても、十勝圏複合事務組合などの構成員として、広域での連携・共同事務を進めているほか、十勝定住自立圏構想による連携を推進しています。

今後も、十勝圏域の関係市町が連携し、互いの独自性、自主性を尊重しつつ、広域行政への需要や共通課題を研究し、効果的な公共投資とサービスの向上を図り、圏域の一体的発展を目指す必要があります。

基本方針

- 十勝管内自治体との広域連携の検討や、行政事務組合の機能を強化するとともに、多面的な共同事業を進め、ニーズに対応した行政サービスの提供を図ります。

主な施策

(1) 広域行政、共同事業の推進

- 十勝圏複合事務組合及びとちかち広域消防事務組合における共同事業の推進等を通じて、広域行政を推進します。

(2) 十勝定住自立圏構想の推進

- 十勝定住自立圏共生ビジョンに基づき、十勝 19 市町村における連携の取組を推進します。

関連する主なSDGsの目標



資料編

1 諮問・答申

◆ 諮問

	陸 総 号 令和 2 年 2 月 18 日
陸別町まちづくり推進会議 会長 飛鷹 淳一 様	陸別町長 野尻 秀隆
第 6 期陸別町総合計画（案）の策定について（諮問）	
<p>標記のことにつきまして、別紙のとおり、第 6 期陸別町総合計画（案）を策定するにあたり、陸別町まちづくり推進会議条例第 2 条第 1 号の規定にもとづき、貴会議に諮問いたしますので、調査審議のうえ策定の適非について、答申くださいますようお願いいたします。</p>	
記	
諮問事項	第 6 期陸別町総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）の策定

◆ 答申

答申書	
<p>令和 2 年 2 月 18 日付陸総号により諮問のあった第 6 期陸別町総合計画（案）の策定について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。</p>	
記	
1、答申	<p>諮問のあった第 6 期陸別町総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）の策定について、慎重に審議を行った結果、計画案として適当であると認めます。</p>
令和 2 年 2 月 28 日 陸別町長 野尻 秀隆 様	陸別町まちづくり推進会議 会長 飛鷹 淳一

2 陸別町まちづくり推進会議条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、陸別町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 各種振興計画に関すること。
- (3) 承認申請のあった景観形成事業の補助金交付の適否に関すること。
- (4) 景観形成事業の申請に対する指導又は助言に関すること。
- (5) 企画開発の促進及び景観形成に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 推進会議は、10名以内の委員をもって組織し、学識を有する者のうちから町長が任命する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人)

第6条 会長は、必要に応じて調査審議事項に係る説明を町職員等に求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 次の条例は、廃止する。
 - (1) 陸別町総合開発審議会条例（昭和55年陸別町条例第8号）
 - (2) 陸別町景観審査会条例（平成10年陸別町条例第11号）

3 陸別町まちづくり推進会議委員

職名	氏名	備考
会長	飛鷹 淳一	
副会長	石橋 堂裕	
委員	濱田 始	
委員	宇野 壽	
委員	東雲 泰子	
委員	島田 陽介	
委員	村本 和弘	
委員	山崎 政行	
委員	久保 実恵	
委員	朝倉 俊介	

※任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

4 用語説明

【英字】

AED（自動体外除細動器） えー いー でいー

心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

AI えー あい

artificial intelligence の略。人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現した人口知能のこと。

ICT あい しー ていー

Information And Communication Technology の略で情報通信技術のこと。従来、用いられてきた「IT」（Information Technology）とほぼ同様の意味で用いられるもので、国際的には ICT の方が定着している。

IoT あい おー ていー

Internet of Things の略。モノのインターネットと呼ばれ、様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

RPA あーる ぴー えー

Robotic Process Automation の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、ソフトウェアを用いて人間に代わって代行・代替する取組のこと。

SDGs えす でいー じーず

Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標のこと。持続可能な世界を実現するため、17の目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

SNS えす えぬ えす

Social Networking Service の略で、インターネット上に社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。日本では主に Facebook、Twitter、Instagram、LINE などが利用されています。

TMR センター てい えむ あーる せんたー

牧草やとうもろこしなどの飼料、ミネラル等を混ぜ合わせるにより、牛に必要な栄養素を全て含んだ完全飼料を構成員に供給するしくみのこと。

【ア行】

アセットマネジメント あせつとまねじめんと

資産の状況を的確に把握し、更新と維持補修を適切に組み合わせて資産を維持管理する仕組みのこと。

インバウンド いんばうんど

外国から自国へ訪れる観光のこと。

インフラ長寿命化基本計画 いんふらちようじゅみようかきほんけいかく

平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において取りまとめられた、老朽化対策に関する政府全体の取組のこと。

【カ行】

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP） かんたいへいようせんりやくてきけいざいれんけいきょうてい

環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした、多角的な経済連携協定のこと。

関係人口 かんけいじんこう

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

基金 ききん

条例の定めるところにより特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産のこと。

義務的経費 ぎむてきけいひ

国または地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費および公債費の3つで構成されている。

行政経営 ぎょうせいけいえい

行政の運営を「管理」ではなく「経営」と考え、民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れて、成果に重点を置いた行政活動を行っていくこと。

グローバル化 ぐろーばるか

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

経常収支比率 けいじょうしゅうしひりつ

地方税や普通交付税など毎年の収入に対し、人件費や扶助費など決まった支出が占める割合のこと。

広域行政 こういきぎょうせい

2つ以上の地方公共団体が区域を越えて行政事務を共同で広域的に処理すること。

合理的配慮 ごうりてきはいりょ

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

子育て支援センター こそだてしえんせんたー

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るための組織のこと。子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、親子のつどいの場の提供などを行っている。

子育て世代包括支援センター こそだてせだいほうかつしえんせんたー

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師などの専門スタッフが関係機関と連携し、妊産婦やその家族のサポートを行う機関のこと。

子ども発達支援センター こどもはったつしえんせんたー

子どもの発達状況に応じて、保護者や関係機関と連携を図りながら、日常生活における基本的な動作及び集団生活への適応等に関する支援を行なう機関のこと。

コミュニティ活動 こみゅにていかつどう

自治会（町内会）をはじめ、老人クラブ、婦人会や子ども会など地域住民の集まりによって行われる、地域をより良くするための活動のこと。

【サ行】**再生可能エネルギー** さいせいかのうえねるぎー

資源に限りのある化石燃料とは異なり、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し利用できるエネルギーのこと。

財政力指数 ざいせいりよくしすう

地方自治体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値として表される。

自主防災組織 じしゅぼうさいそしき

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。

実質公債費比率 じっしつこうさいひひりつ

地方自治体における一般財源の規模に対する公債費の割合のこと。

自由貿易 じゅうぼうえき

国家が、外国貿易に何の制限も加えず、また保護・奨励もせず、商人の自由な活動に任せること。

循環型社会 じゅんかんがたしやかい

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

小中一貫教育 しょうちゅういつかんきょういく

小学校と中学校の9年間を通じた教育課程を編成し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のこと。

森林環境税 しんりんかんきょうぜい

森林環境を整備し、水源確保など森林の公益的機能を守るための費用を、国民から広く薄く税を徴収することによりまかない負担しようとする税制度のうち、納税義務者が市町村を経由して国に納める税金のこと。

森林環境譲与税 しんりんかんきょうじょうよぜい

森林環境を整備し、水源確保など森林の公益的機能を守るための費用を、国民から広く薄く税を徴収することによりまかない負担しようとする税制度のうち、国から都道府県や市町村に譲与されるもののこと。

森林認証 しんりにんしょう

独立した第三者機関が森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林又は経営組織などの認証を行うこと。

水源涵養機能 すいげんかんようきのう

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

スマート農業 すまーとのうぎょう

ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

生活支援コーディネーター せいかつしえんこーでいねーたー

地域支え合い推進員とも呼ばれ、地域における困りごとなどのニーズを把握するとともに、支援の担い手の把握を行い、それらを結びつける役割を持つ人のこと。

セキュリティ対策 せきゅりていたいさく

パソコンやインターネットを安全に使用できるよう、さまざまな部分で安全対策を講じること。

【夕行】**男女共同参画** だんじょきょうどうさんかく

機会の平等や利益の公正な配分などを前提として、男女が性別に関わらず対等な立場にあり、誰もが社会的な活動に自由に取り組むことができること。

地域おこし協力隊 ちいきおこしきょうりよくたい

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度のこと。

地域共生社会 ちいききょうせいしゃかい

公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが「支え手」「受け手」という関係を超えて共に支えあう社会のこと。住民一人ひとりが身近な地域の抱える問題を「我が事」として捉え、積極的に関わる風土を築くことが重要視される。

地域づくりコーディネーター ちいきづくりこーでいねーたー

コミュニティ運営についての仕組みやノウハウを持ち、町民、町内会、町民団体、企業、町など、立場の異なる人達や組織の間のつなぎ役となる人のこと。

地域包括ケアシステム ちいきほうかつけあしすてむ

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指している。

地域包括支援センター ちいきほうかつしえんせんたー

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のこと。

地方債 ちほうさい

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一般会計年度を超えて行われるもののこと。

地方分権一括法 ちほうぶんけんいっかつほう

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称で、地方分権を推進するために地方自治法など475件の法律について必要な改正を行うことを定めた法律のこと。

地方分権改革推進計画 ちほうぶんけんかいかくすいしんけいかく

政府が地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画のこと。

超高齢社会 ちょうこうれいしゃかい

65歳以上の人口の割合が全人口の21%以上を占めている社会のこと。

【ナ行】**認知症サポーター** にんちしょうさぽーたー

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に

対してできる範囲で手助けをする人のこと。

ノーマライゼーション のーまらいぜーしょん

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念のこと。

農林業センサス のうりんぎょうせんさす

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにするために、5年ごとに農林水産省が行う調査のこと。

【ハ行】**バイオガスプラント** ばいおがすぷらんと

家畜ふん尿や生ゴミといった再生可能エネルギーの一つであるバイオマスを嫌気性の微生物が分解することで発生するバイオガスを製造・収集し、エネルギー化する施設のこと。

バイオマスエネルギー ばいおますえねるぎー

再生可能エネルギーのうち、動物や植物などから生み出される資源を活用したエネルギーのこと。

保護貿易 ほごぼうえき

国内産業の保護・育成や貿易収支の改善をはかるため、国家による関税政策および非関税政策のもとで行なわれる国際貿易のこと。

【マ行】**無立木地** むりゆうぼくち

本来は森林であるべきだが木が生えていない土地のこと。樹冠の投影面積が30%未満の土地と定義されている。

【ラ行】**ライフステージ** らいふすてーじ

就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど年齢にともなって変化する生活段階のこと。

酪農ヘルパー らくのうへるぱー

休日の確保など、酪農の労働環境改善のため、酪農家に代わって酪農作業を行う派遣要員のこと。

第 6 期陸別町総合計画

令和 2 年度（2020 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

令和 2 年 3 月

発行：北海道陸別町

〒 089-4311 北海道足寄郡陸別町字陸別東 1 条 3 丁目 1 番地

TEL 0156-27-2141 FAX 0156-27-2797

URL <https://www.rikubetsu.jp/>